八雲町高齢者保健福祉計画・
第9期介護保険事業計画
（素案）

令和６年１月時点

八雲町

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
１　計画策定の趣旨 1
２　国の動向 2
３　計画の根拠法と位置付け 4
４　関連計画との関係 4
５　計画期間 5
６　計画の策定体制 5
７　北海道との連携 6
８　日常生活圏域の設定 6
第２章　高齢者を取り巻く状況 7
１　総人口及び世帯の動向 7
２　日常生活圏域別の人口動向 10
３　介護保険事業の実施状況 11
４　重点事業の状況 17
５　介護予防・日常生活支援総合事業の状況 20
６　福祉サービス等の利用状況 21
７　アンケート調査結果 24
第３章　計画の基本的な方向 37
１　将来像 37
２　基本目標 38
３　重点的に取り組む事業 39
４　計画の体系 40
第４章　施策の展開 41
１　いつまでも現役で活躍できるまち 41
２　高齢者が安心して暮らせるまち 51
３　高齢者と地域がともに支え合うまち 57
第５章　第９期介護保険事業計画 68
１　保険料算定の流れ 68
２　将来推計 69
３　サービス見込量の推計 72
４　介護保険料の算定 77
第６章　計画の推進と評価 81
１　計画の周知と連携 81
２　地域資源の把握・有効活用 81
３　計画の点検・評価 81

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

介護が必要になっても社会全体で支える新たな仕組みとして、平成 12 年４月に導入された介護保険制度は、これまでに介護予防重視型の制度への転換、地域密着型サービスの創設や地域包括支援センターの設置による地域中心の新たなサービス体系の確立、さらには、持続可能な介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）が、各地域の実情に応じて推進されてきました。

平成 29 年には、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援、重度化防止等に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進などの介護保険制度の見直しが行われました。

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025（令和７）年度には後期高齢者が 2,000 万人を突破するといわれており、八雲町でも、同年に、後期高齢者が 3,000 人を超え、総人口に占める後期高齢化率は 22％に近づくと予測されています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者も増加することが予想されています。

このような中、高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続するために、国が令和元年６月に策定した認知症施策推進大綱の理念等も踏まえ、当事者の意見を聞きながら、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を進めていく必要があります。さらに、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040（令和 22）年度には高齢者人口が 4,000 万人に迫ると予想されており、現役世代人口が減少する中での社会活力の維持向上のため、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命延伸、医療・福祉サービス改革への取組みが求められています。

また、児童、障がい者、高齢者などの個別の制度・サービスによる従来の支援体制では問題解決に至らない地域住民や世帯が増加するなど、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

令和６年３月末をもって現行計画である「八雲町高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画」の計画期間が満了することから、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらなる「地域包括ケアシステム」の推進を図るため、新たに「八雲町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」を定めます。

２　国の動向

（１）介護保険制度の流れ

第１期　（平成 12 年度～平成 14 年度）

- 介護保険サービス（利用者１割負担）の開始
- ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの利用増加＋多様なサービスの実施

第２期　（平成 15 年度～平成 17 年度）

- 施設入所の適正化を図る
- 要支援、要介護１の軽度者が増加
- 在宅介護力の強化を図る（ケアマネジャー等の質の向上など）

第３期　（平成 18 年度～平成 20 年度）

- 介護予防システムの構築(要支援１・２区分、予防給付、地域支援事業の創設)
- 高齢者の尊厳を考えたケアの確立
- 地域密着型サービスの創設
- 「量」から「質」、「施設」から「在宅」へ　市町村主体の地域福祉力による地域ケアの視点を重視
- 要支援予備群の要支援（介護）化ならびに要支援者の要介護化を予防する様々な施策のもと、その効果を考慮して適正な保険料を算出

第４期　（平成 21 年度～平成 23 年度）

- 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- 介護給付の適正化（要介護認定やケアマネジメント等の適正化）
- 介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督等の適切な実施
- 介護サービス従事者の処遇改善への対応(介護報酬のプラス改定)
- 地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携
- 介護療養病床廃止に向けた取り組み(平成23年度末までに廃止)

第５期　（平成 24 年度～平成 26 年度）

- 医療、介護、予防、生活支援、住まいが連携した包括的な支援（地域包括ケア）を推進
- 24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設
- 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施
  （介護予防・日常生活支援総合事業）
- 介護療養病床の廃止期限を猶予（平成30年３月末までに延期）

第６期　（平成 27 年度～平成 29 年度）

- 介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、平成37年度を目標に地域包括ケアシステムの構築を推進
- 要支援者のサービスを「新しい総合事業」に移行し、地域支援事業を改変
- 市町村に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症高齢者への相談支援を強化
- 負担の公平化を進めるため、高所得者の自己負担２割を実施　など

第７期　（平成 30 年度～令和２年度）

- 予防に力を置く「自立支援介護」の強化に向けた財政制度の創設
- 介護医療院の創設
- 自己負担の引き上げ（３割負担の導入）
- 消費増税で区分支給限度基準額を引き上げ
- 低所得者の保険料軽減拡充
- 予防に向けた「通いの場」の拡充
- 高額介護サービス費、補足給付の見直し

第８期　（令和３年度～令和５年度）

- 地域包括支援センターの役割強化（世代や属性を問わない相談窓口の創設、交流の場の確保など）
- 認知症対策の強化（支援体制の整備、予防のための調査研究の推進、地域住民との共生、他分野との連携など）
- 医療・介護データ基盤の整備
- 介護人材確保・業務効率化に向けた取り組みの強化
- 社会福祉連携推進法人制度の創設

第９期　（令和６年度～令和８年度）

【基本的な考え方】

（１）計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎えること。
（２）高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少することが見込まれていること。
（３）地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を検討した上で計画を定めることが重要とある。

【見直しのポイント】

（１）介護サービス基盤の計画的な整備
　①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
　②在宅サービスの充実
（２）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
　①地域共生社会の実現
　②介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
　③保険者機能の強化
（３）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

3　計画の根拠法と位置付け

本計画は「老人福祉法第 20 条の８」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第 117 条第１項」に基づく市町村介護保険事業計画として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体の計画として策定します。

計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
八雲町高齢者保健福祉計画	老人福祉法 第 20 条の８	すべての高齢者	保健福祉事業全般に関する総合計画
第９期 介護保険事業計画	介護保険法 第 117 条	要介護高齢者 要支援高齢者 要介護・要支援となるリスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための実施計画

また、本計画において「成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条」に基づく成年後見制度利用促進計画を併せて策定し、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策の段階的・計画的な推進に取り組みます。

4　関連計画との関係

本計画は、「第２期八雲町総合計画」を上位計画とし、八雲町における高齢者福祉サービスの適切な利用の推進、事業の健全な成長、地域ぐるみの支援体制の構築などを目指して策定するものです。

計画策定にあたっては、関連する計画との整合性に配慮しています。

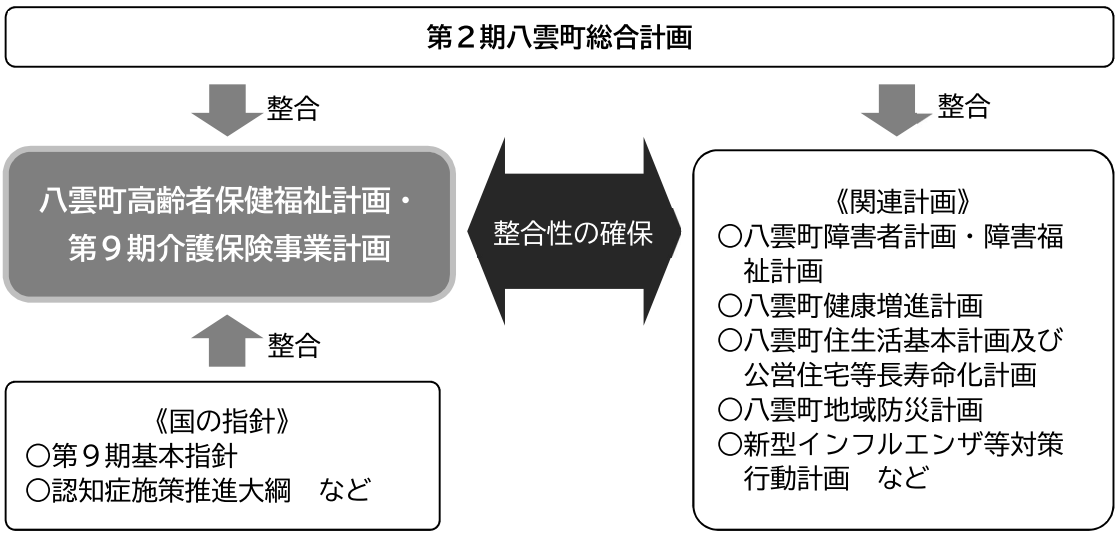

5　計画期間

本計画の計画期間は、令和６年度から令和８年度までの３か年とします。

同時に、本計画期間中に、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025（令和７）年を迎えること、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040（令和 22）年を見据えて、本町における高齢者支援・介護予防・介護サービスのあり方を包括的に整備するという視点から策定します。

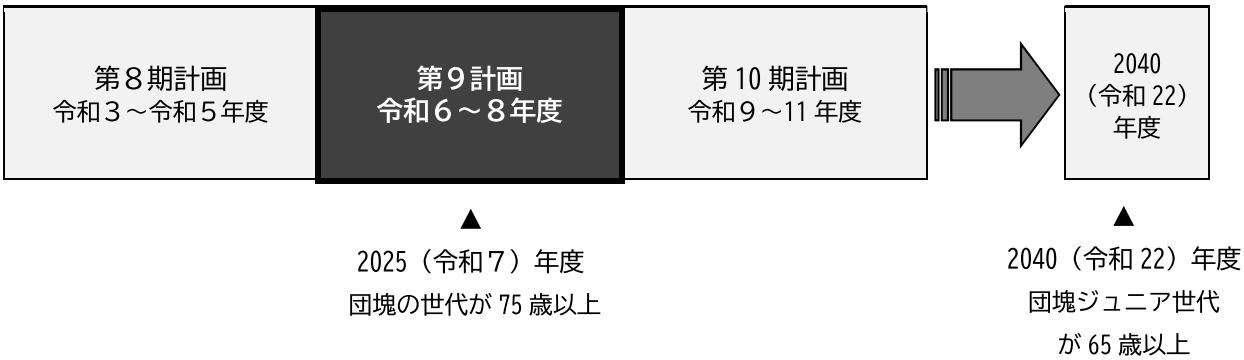

6　計画の策定体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業の担当部門である八雲町保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、高齢者及び介護保険事業所に対するアンケート調査を実施しました。

また、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等の構成による「八雲町介護保険事業運営委員会」において、計画内容の審議を行いました。

【計画策定体制】

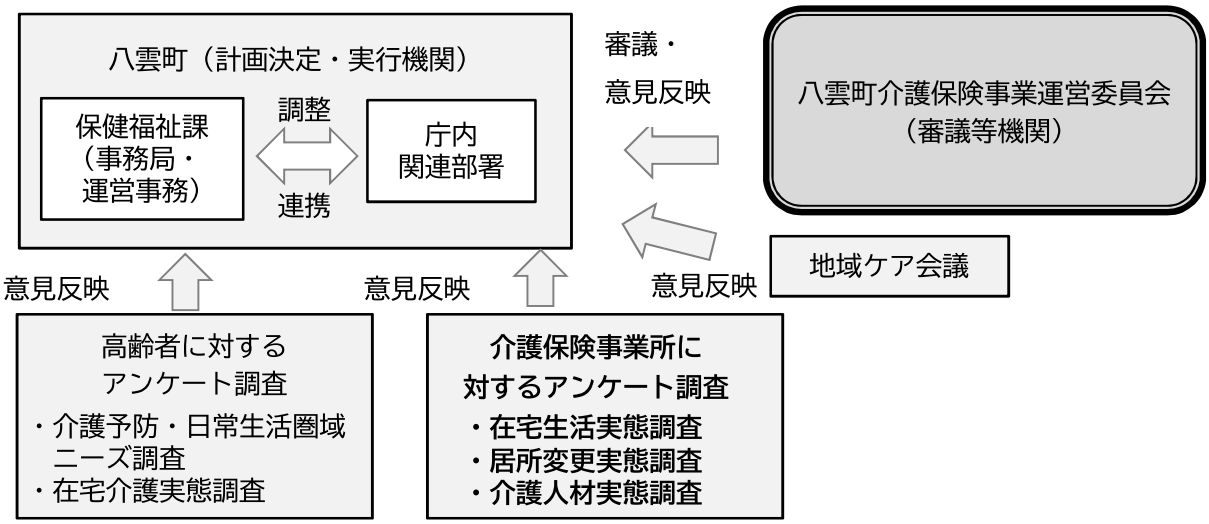

７　北海道との連携

計画の策定にあたっては、介護サービスの広域的調整や地域医療構想との整合性に関して北海道と連携を図ります。

８　日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、身近な地域で必要なサービスが提供される体制を目指して、「日常生活圏域」を設定しています。

八雲町では、合併前の八雲町、熊石町の地域を「日常生活圏域」とし、圏域ごとに施設整備等も行っています。

地域包括ケアの要となる「地域包括支援センター」もそれぞれの圏域に設置しています。

第２章　高齢者を取り巻く状況

１　総人口及び世帯の動向

（１）総人口の推移

八雲町の総人口は減少傾向にあり、平成 29 年の 17,041 人から令和５年には 14,849 人まで減少しています。

また、総人口を年齢３区分別の割合でみると、高齢者の割合は増加が続いているのに対し、生産年齢人口及び年少人口の割合は減少しており、少子高齢化が進んでいます。

【年齢３区分別人口と高齢化率の推移】

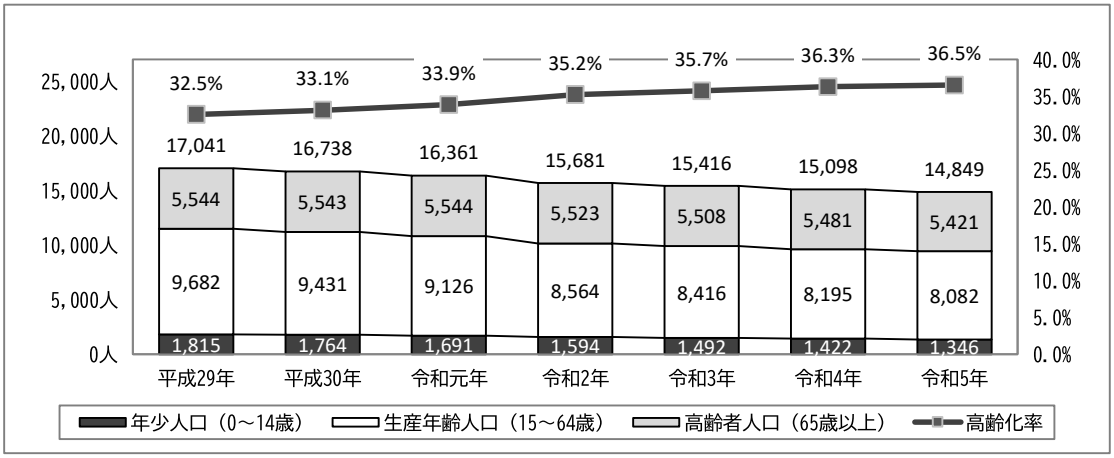

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

【年齢３区分別人口別割合の推移】

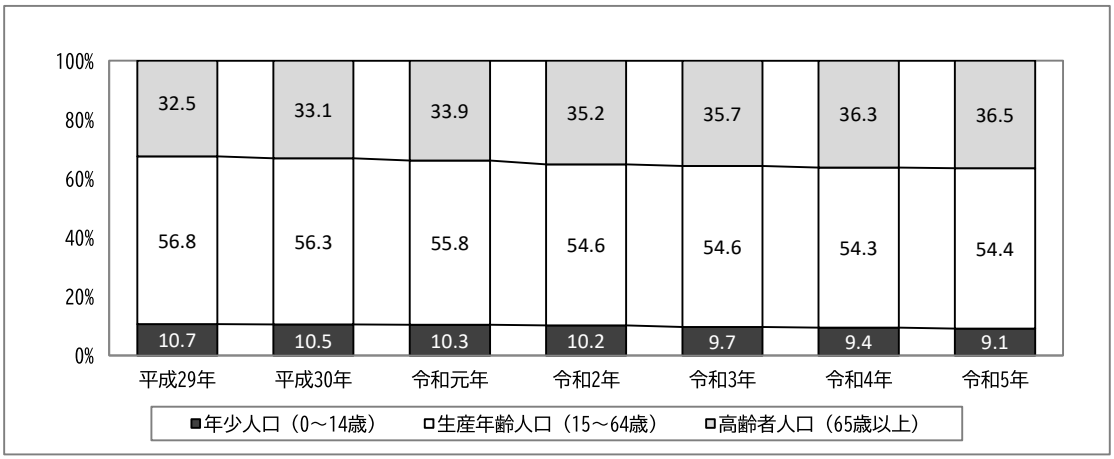

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

（２）高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74 歳）は令和３年まで増加が続いていましたが、その後減少に転じています。後期高齢者（75 歳以上）は令和３年まで減少していましたが、令和４年から増加しています。

また、総人口に占める後期高齢者の割合は増加傾向が続いており、令和５年には 19.2%となっています。

【高齢者人口の推移】

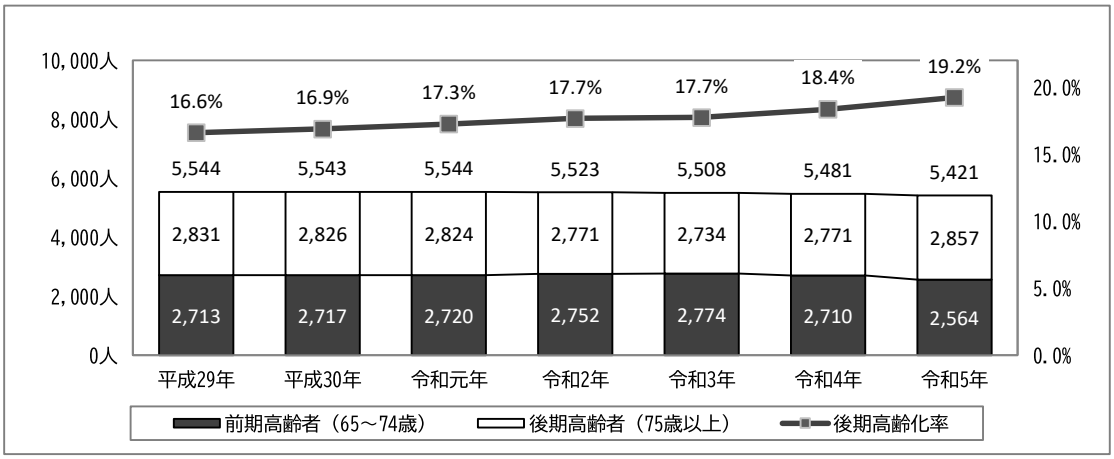

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

（３）40～64 歳人口の推移

40～64 歳（第２号被保険者）の人口は減少傾向が続いており、平成 29 年の 5,647 人から令和５年には 4,849 人まで減少しています。

40～64 歳人口比率（総人口に占める 40～64 歳人口の割合）は平成 29 年の 33.1%から令和５年の 32.7%までほぼ横ばいで推移しています。

【40～64 歳人口の推移】

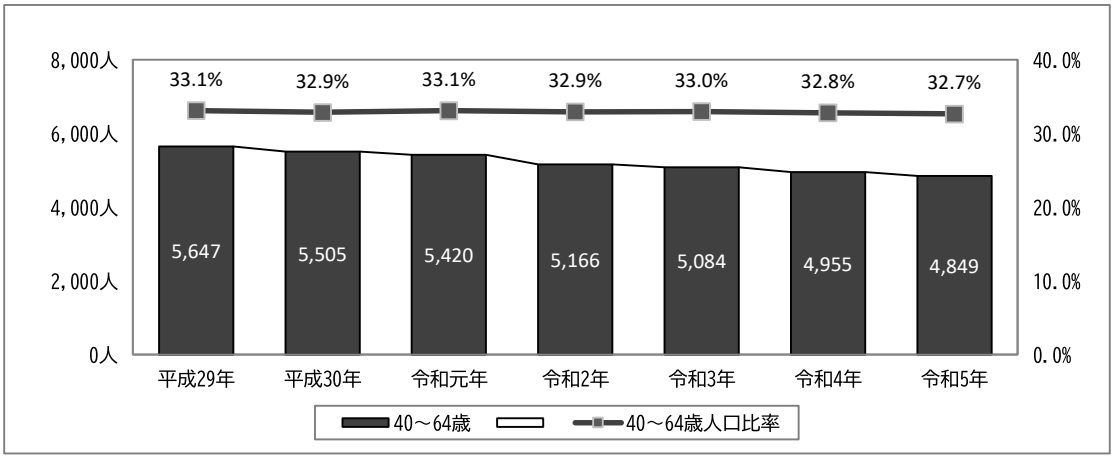

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

（４）世帯数の推移

高齢者がいる世帯は平成 29 年の 4,036 世帯から令和５年の 3,950 世帯まで減少傾向で推移しています。総世帯数に占める割合は令和４年まで緩やかな増加で推移していましたが、令和５年は減少しています。

高齢者がいる世帯を世帯類型別にみると、高齢者同居世帯は減少傾向が続いています。

高齢者夫婦世帯、高齢者単独世帯は、年ごとの増減はあるものの増加傾向で推移しています。

【高齢者世帯数の推移】

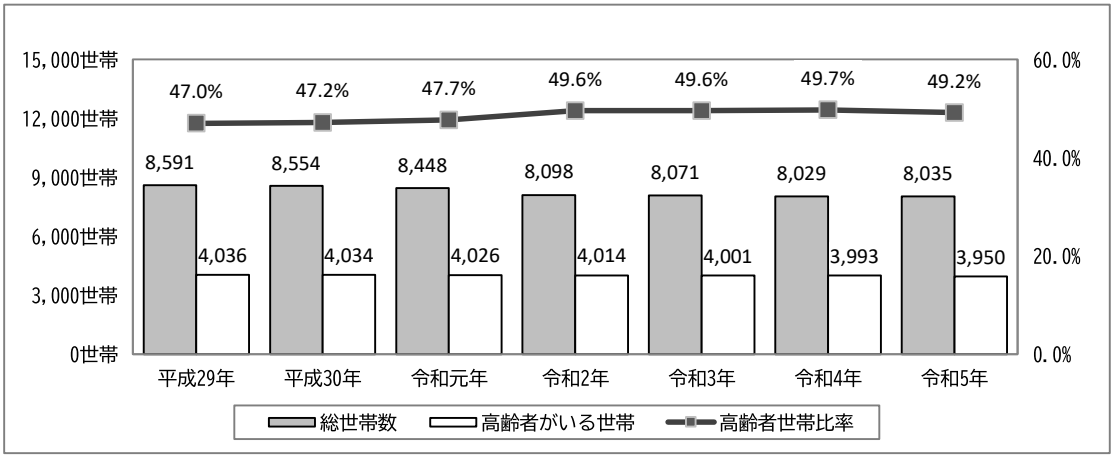

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

【高齢者世帯の世帯類型別世帯数の推移】

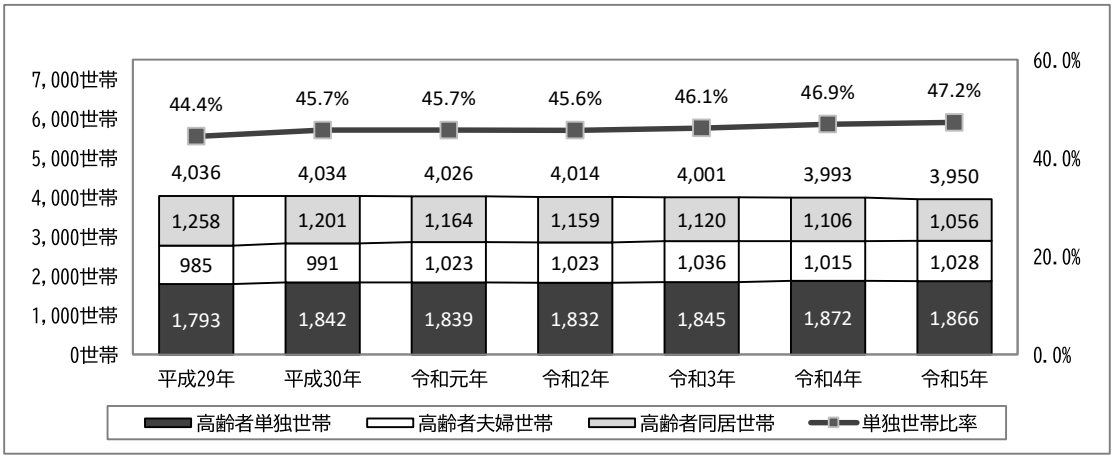

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

2　日常生活圏域別の人口動向

令和５年の日常生活圏域別の人口は、八雲地域が 13,024 人、熊石地域が 1,825 人となっています。両地域ともに高齢化率は増加傾向にあり、特に熊石地域は令和５年の高齢化率が 59.6％と非常に高い状況です。

また、後期高齢者比率（人口に占める後期高齢者の割合）をみても、八雲地域、熊石地域ともに増加している状況です。

【日常生活圏域別の人口と高齢化率の推移】

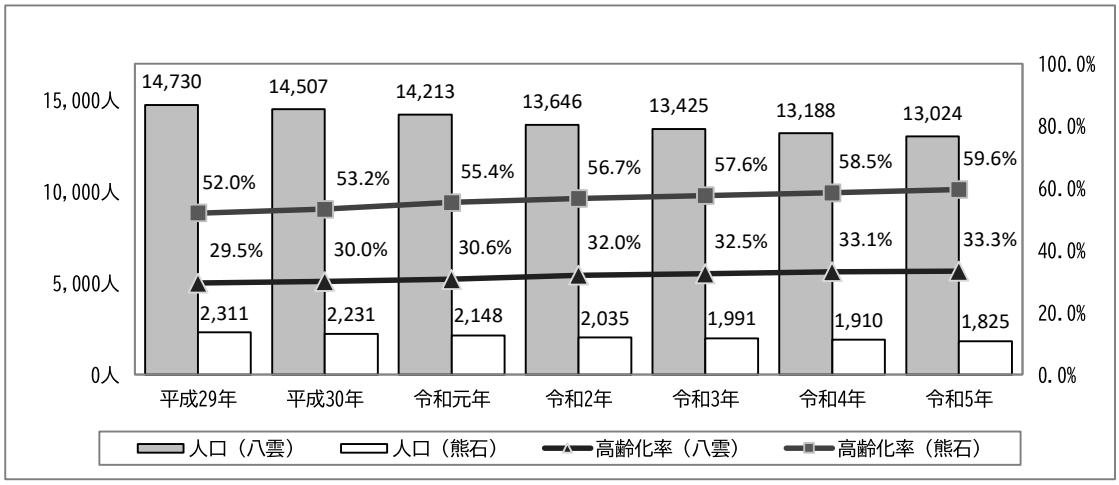

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

【日常生活圏域別の高齢者人口と後期高齢者比率の推移】

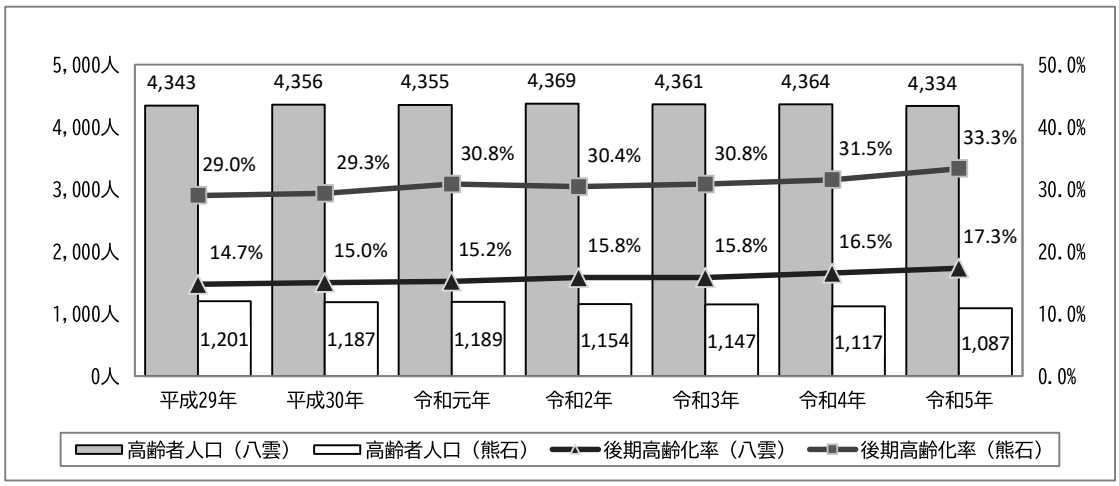

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

３　介護保険事業の実施状況

（１）被保険者と要介護認定者の推移

第１号被保険者数の実績はおおむね計画通りに推移してきました。一方、要介護認定者数の実績では、令和４、５年度は計画を下回っており、令和５年度は対計画比で 92.2%となっています。

計画期間の３年間の推移をみると、第１号被保険者数、要介護認定者数ともに、減少傾向で推移しています。

【第１号被保険者数の計画値と実績値】

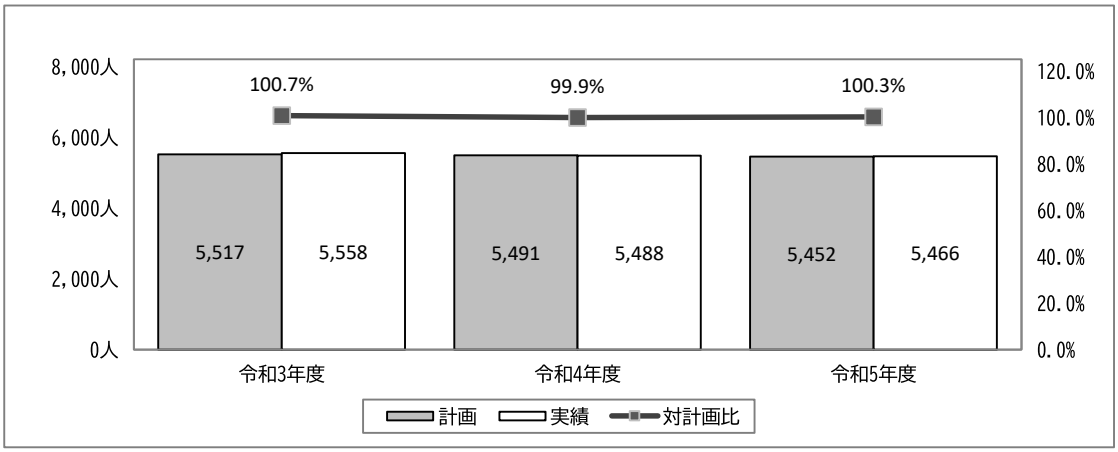

資料：令和３年度/介護保険事業状況報告年報
令和４年度/介護保険事業報告月報（３月）
令和５年度/介護保険事業報告月報（８月）

【要介護認定者数の計画値と実績値】

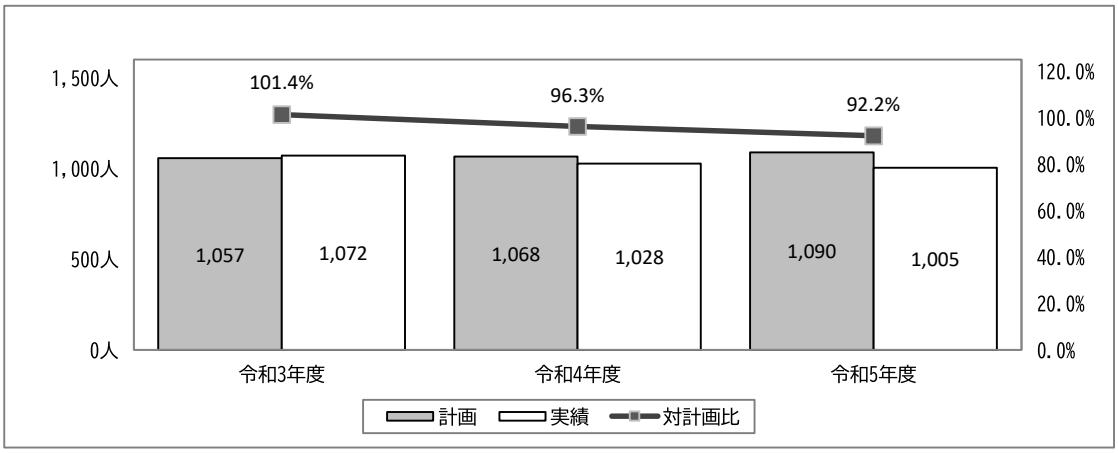

資料：令和３年度/介護保険事業状況報告年報
令和４年度/介護保険事業報告月報（３月）
令和５年度/介護保険事業報告月報（８月）

（２）要介護認定率と要介護度の推移

要介護認定率はおおむね横ばいに推移しており、令和５年度は 18.4%となっています。

八雲町の調整済認定率※は全国・北海道よりも低く推移しており、令和４年度は北海道の 17.7%、全国の 16.3%に対し、八雲町は 15.5%となっています。

【要介護度別認定者数と認定率の推移】

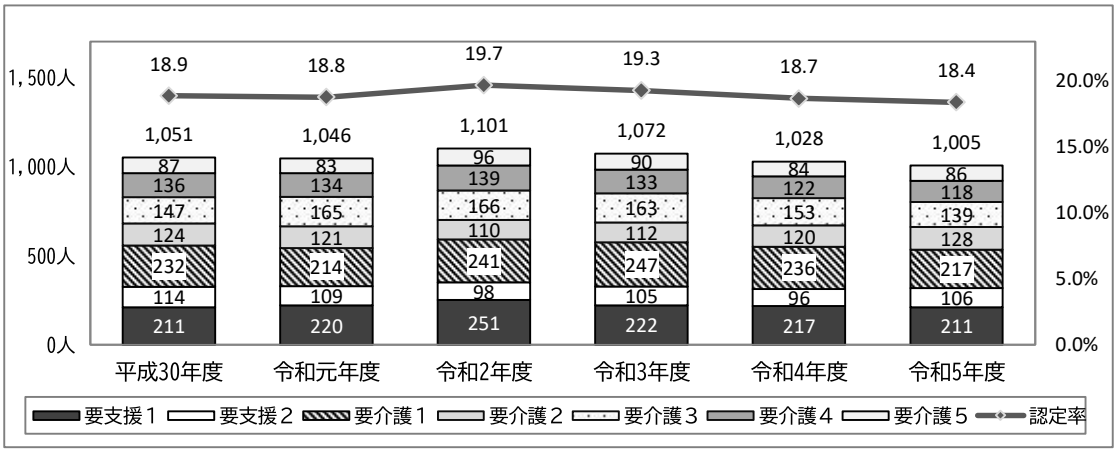

資料：令和３年度/介護保険事業状況報告年報
令和４年度/介護保険事業報告月報（３月）
令和５年度/介護保険事業報告月報（８月）

【調整済認定率の推移】

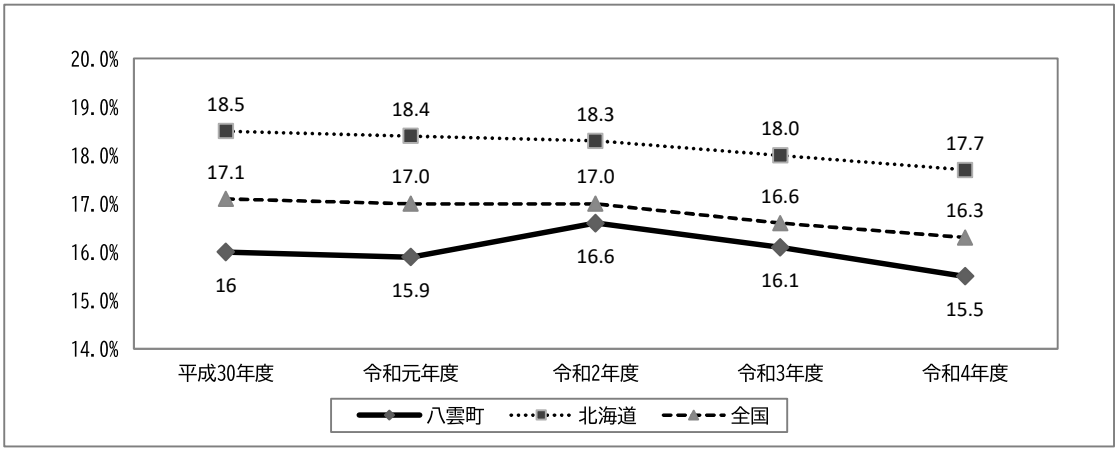

資料：介護保険事業状況報告年報

※調整済認定率
第１号被保険者の性・年齢別の人口構成が、どの地域も同じになるよう調整することで地域間での比較がしやすくなるよう算出した認定率。

（３）サービス別利用人数の状況

介護給付サービス別の利用人数を対計画比でみると、令和３年度、令和４年度ともに居宅サービス及び地域密着型サービスは計画値を上回り、施設サービスは、令和３年度は計画どおり、令和４年度は計画値を下回りました。

【介護給付サービス別利用人数】

単位：人／月

サービスの種類	令和３年度			令和４年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
居宅サービス給付費	492	514	104.5%	497	518	104.2%
訪問介護	64	71	110.9%	64	70	109.4%
訪問入浴介護	0	0	－	0	0	－
訪問看護	28	36	128.6%	28	33	117.9%
訪問リハビリテーション	19	21	110.5%	20	22	110.0%
居宅療養管理指導	15	25	166.7%	16	33	206.3%
通所介護	11	16	145.5%	11	15	136.4%
通所リハビリテーション	82	73	89.0%	82	79	96.3%
短期入所生活介護	55	43	78.2%	55	41	74.5%
短期入所療養介護（老健）	12	10	83.3%	12	9	75.0%
福祉用具貸与	172	185	107.6%	173	181	104.6%
特定福祉用具購入費	3	3	100.0%	3	2	66.7%
住宅改修費	3	1	33.3%	3	2	66.7%
特定施設入居者生活介護	28	30	107.1%	30	31	103.3%
地域密着型サービス給付費	138	137	105.1%	140	143	102.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	10	166.7%	6	12	200.0%
夜間対応型訪問介護	0	0	－	0	0	－
地域密着型通所介護	60	57	95.0%	60	60	100.0%
認知症対応型通所介護	0	0	－	0	0	－
小規模多機能型居宅介護	19	17	89.5%	19	17	89.5%
認知症対応型共同生活介護	39	39	100.0%	40	40	100.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	100.0%	1	1	100.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	13	13	100.0%	14	13	92.9%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	－	0	0	－
施設サービス給付費	250	250	100.0%	253	239	94.5%
介護老人福祉施設	147	147	100.0%	148	139	93.9%
介護老人保健施設	98	95	96.9%	99	93	93.9%
介護医療院	3	6	200.0%	4	5	125.0%
介護療養型医療施設	2	2	100.0%	2	2	100.0%
居宅介護支援	267	271	101.5%	268	278	103.7%
介護給付合計	1,147	1,172	102.0%	1,158	1,178	101.0%

介護予防給付サービス別の利用人数を対計画比でみると、令和３年度、令和４年度ともに、介護予防サービスは計画値を下回り、地域密着型介護予防サービスは、計画どおりとなりました。

【介護予防給付サービス別利用人数】

単位：人／月

サービスの種類	令和３年度			令和４年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
介護予防サービス給付費	175	173	98.9%	174	162	93.1%
介護予防訪問入浴介護	0	0	－	0	0	－
介護予防訪問看護	22	14	63.6%	22	15	68.2%
介護予防訪問リハビリテーション	7	6	85.7%	7	4	57.1%
介護予防居宅療養管理指導	4	7	175.0%	4	4	100.0%
介護予防通所リハビリテーション	43	37	86.0%	43	31	72.1%
介護予防短期入所生活介護	2	2	100.0%	2	2	100.0%
介護予防短期入所療養介護（老健）	1	0	0.0%	1	0	0.0%
介護予防福祉用具貸与	65	76	116.9%	65	73	112.3%
特定介護予防福祉用具購入費	2	2	100.0%	2	2	100.0%
介護予防住宅改修	2	1	50.0%	2	2	100.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	27	28	103.7%	26	29	111.5%
地域密着型介護予防サービス給付費	2	2	100.0%	2	2	100.0%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	－	0	0	－
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	2	100.0%	2	2	100.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	－	0	0	－
介護予防支援	111	113	101.8%	112	107	95.5%
介護予防給付合計	288	288	94.4%	288	271	94.1%

単位：人／月

	令和３年度			令和４年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
介護給付合計	1,147	1,172	102.2%	1,158	1,178	101.7%
介護予防給付合計	288	288	100.0%	288	271	94.1%
総数	1,435	1,460	101.7%	1,446	1,449	100.2%

（４）サービス別給付費の状況

介護給付サービス別の給付費を対計画比でみると、令和３年度、令和４年度ともに、居宅サービスは計画値を下回り、地域密着型サービス及び施設サービスはいずれも計画値を上回りました。

【介護給付サービス別給付費】

単位：千円

サービスの種類	令和３年度			令和４年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
居宅サービス給付費	315,719	304,098	96.3%	320,652	303,996	94.8%
訪問介護	37,080	44,147	119.1%	37,101	40,108	108.1%
訪問入浴介護	0	0	－	0	0	－
訪問看護	12,087	13,183	109.1%	12,094	11,669	96.5%
訪問リハビリテーション	6,270	5,884	93.8%	6,633	6,538	98.6%
居宅療養管理指導	1,842	2,446	132.8%	1,977	3,480	176.0%
通所介護	8,996	10,275	114.2%	9,001	11,168	124.1%
通所リハビリテーション	61,373	57,893	94.3%	61,407	55,771	90.8%
短期入所生活介護	92,622	69,177	74.7%	92,673	70,434	76.0%
短期入所療養介護（老健）	10,846	10,191	94.0%	10,852	9,178	84.6%
福祉用具貸与	22,217	22,417	100.9%	22,413	22,796	101.7%
特定福祉用具購入費	1,097	1,392	126.9%	1,097	1,472	134.2%
住宅改修費	1,814	1,703	93.9%	1,814	1,783	98.3%
特定施設入居者生活介護	59,475	65,390	109.9%	63,590	69,599	109.5%
地域密着型サービス給付費	232,486	244,432	105.1%	238,092	260,925	109.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	16,180	20,067	124.0%	16,189	22,056	136.2%
夜間対応型訪問介護	0	0	－	0	0	－
地域密着型通所介護	28,633	26,591	92.9%	28,649	30,770	107.4%
認知症対応型通所介護	0	0	－	0	1,200	－
小規模多機能型居宅介護	33,082	41,218	124.6%	33,100	45,618	137.8%
認知症対応型共同生活介護	117,315	117,209	99.9%	120,260	120,485	100.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	2,330	2,414	103.6%	2,331	2,430	104.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	34,946	36,932	105.7%	37,563	38,366	102.1%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	－	0	0	－
施設サービス給付費	773,798	800,740	103.5%	784,064	791,922	101.0%
介護老人福祉施設	407,965	422,572	103.6%	410,436	419,490	102.2%
介護老人保健施設	344,907	336,663	97.6%	348,742	339,465	97.3%
介護医療院	11,840	29,055	245.4%	15,795	22,109	140.0%
介護療養型医療施設	9,086	12,449	137.0%	9,091	10,858	119.4%
居宅介護支援	50,304	50,460	100.3%	50,506	50,475	99.9%
介護給付合計	1,372,307	1,399,730	102.0%	1,393,314	1,407,317	101.0%

介護予防給付サービス別の給付費を対計画比でみると、令和３年度、令和４年度ともに、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスともに計画値を下回りました。

【介護予防給付サービス別給付費】

単位：千円

サービスの種類	令和３年度			令和４年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
介護予防サービス給付費	56,103	52,473	93.5%	55,017	49,738	90.4%
介護予防訪問入浴介護	0	0	－	0	0	－
介護予防訪問看護	5,807	3,579	61.6%	5,810	4,464	76.8%
介護予防訪問リハビリテーション	1,844	1,636	88.7%	1,845	1,260	68.3%
介護予防居宅療養管理指導	423	703	166.2%	423	529	125.2%
介護予防通所リハビリテーション	16,713	14,241	85.2%	16,722	10,986	65.7%
介護予防短期入所生活介護	1,594	1,156	72.5%	1,595	860	53.9%
介護予防短期入所療養介護（老健）	539	41	7.6%	539	98	18.1%
介護予防福祉用具貸与	3,615	5,115	141.5%	3,615	4,432	122.6%
特定介護予防福祉用具購入費	550	964	175.3%	550	672	122.1%
介護予防住宅改修	1,892	1,980	104.6%	1,892	1,908	100.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	23,126	23,058	99.7%	22,026	24,529	111.4%
地域密着型介護予防サービス給付費	1,475	1,468	99.5%	1,476	229	15.5%
介護予防認知症対応型通所介護	0	238	－	0	86	－
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,475	1,230	83.4%	1,476	142	9.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	－	0	0	－
介護予防支援	5,992	6,061	101.2%	6,049	5,767	95.3%
介護予防給付合計	63,570	60,002	94.4%	62,542	55,734	89.1%

給付費合計対計画比でみると、令和３年度、令和４年度ともに、介護給付は計画値を上回り、介護予防給付は計画値を下回り、給付費合計は計画値を上回りました。

【給付費合計】

単位：千円

	令和３年度			令和４年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	実績	計画対比
介護給付合計	1,372,307	1,399,730	102.0%	1,393,314	1,407,317	101.0%
介護予防給付合計	63,570	60,002	94.4%	62,542	55,734	89.1%
給付費合計	1,435,877	1,459,731	101.7%	1,455,856	1,463,052	100.5%

4　重点事業の状況

（1）訪問型サービス

運動機能の低下やフレイルの状態の高齢者を対象にリハビリテーション専門職が訪問し、生活機能の維持・向上が図れるよう専門的指導を短期集中的に行いました。

事業名	計画／実績	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期集中予防サービス	計画	15 回	15 回	15 回
	実績	14 回	20 回	21 回

［出典］八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

（2）地域介護予防活動支援事業

生活支援コーディネーターの支援により、八雲地域は「いきいき百歳体操」を活用した通いの場、熊石地域は各地区に集いの場が出来ました。コロナによる実施箇所の休止、廃止などがありましたが、概ね計画どおり実施することが出来ました。

事業名	計画／実績	令和３年度	令和４年度	令和５年度
住民主体の通いの場 （いきいき百歳体操・集いの場等）	計画	22 地区	24 地区	26 地区
	実績	18 地区	25 地区	24 地区

［出典］八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

（3）地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職による、地域ケア会議における助言指導、ケアマネジャーへの助言指導、住民主体の通いの場での参加者への身体機能などの評価を行いました。コロナの影響もあり住民主体の通いの場への参加が減少しております。

事業名	計画／実績	令和３年度	令和４年度	令和５年度
リハビリテーション専門職の介入回数（地域ケア会議・ケアマネ同行訪問・通いの場等）	計画	25 回	30 回	35 回
	実績	45 回	25 回	33 回

［出典］八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

■リハビリテーションに関する取組状況

評価指標		目標／実績	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護保険のリハビリテーションを供給体制の充実	事業所数（事業所）	目標	5	5	5
		実績	5	5	5
	定員数（人）	目標	135	135	135
		実績	135	135	135
	リハビリテーション専門職の従事者数（人）	目標	12	12	12
		実績	12	12	12
介護保険サービスの利用	訪問リハビリテーションの利用率（%）	目標	2.1	2.2	2.2
		実績			2.2
	通所リハビリテーションの利用率（%）	目標	9.7	9.7	9.9
		実績			10.3
	訪問リハビリテーションの延利用人数（人）	目標	1,360	1,380	1,390
		実績	1,168	1,185	1,019
	通所リハビリテーションの延利用人数（人）	目標	8,850	8,870	9,000
		実績	8,282	7,354	7,507
アンケート調査によるリスク高齢者の減少	運動機能リスク高齢者の割合（%）	目標	－	－	15.0
		実績	－	－	19.3
	転倒リスク高齢者の割合（%）	目標	－	－	32.0
		実績	－	－	45.2
	ＩＡＤＬリスク高齢者の割合（%）	目標	－	－	6.5
		実績	－	－	5.9

（４）通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

健康状態が不明の方への訪問は、新型コロナ感染症の影響により令和３年度は訪問件数が少なかったが、令和４年度以降は訪問件数が増加し、計画を上回っています。

通いの場における健康相談についても、令和３年度は新型コロナ感染症の影響で中止された通いの場があったことにより、計画よりも実績が少なくなりました。令和４年度は通いの場が再開されたことにより、実施個所が増加しましたが、令和５年度は運営が困難な通いの場が増加したため、実施個所は減少しました。

事業名	計画／実績	令和３年度	令和４年度	令和５年度
健康状態が不明の方への訪問実施率	計画	60%	70%	80%
	実績	63%	86%	90%
通いの場における健康相談実施個所数	計画	8 箇所	10 箇所	12 箇所
	実績	6 箇所	10 箇所	8 箇所

［出典］八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

（５）地域ケア会議の推進

八雲地域では全体会（年６回）、ケアマネジャー部会（年６回）を開催し、ケアマネジャー部会は、八雲町地域自立支援協議会相談部会と合同で開催し障がい福祉サービスとの連携を図っています。熊石地域では毎月開催し、自立支援に向けた介護予防事例の検討を行いました。コロナの影響による中止があり、予定どおりの実施が出来ませんでした。

事業名	計画／実績	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域ケア会議開催回数	計画	24 回	24 回	24 回
	実績	15 回	18 回	23 回
個別事例検討件数	計画	18 件	18 件	18 件
	実績	15 件	18 件	21 件

［出典］八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

（６）認知症高齢者対策の推進

認知症の方やその家族が地域で安心して暮らせるよう認知症施策の推進は重要であり、認知症ケアパスの作成は計画より遅れましたが、第９期において普及啓発を図ります。また認知症サポーター養成についてはコロナの影響によりほぼ行うことが出来ない状況でした。

また認知症家族会について、八雲地域の家族会の活動休止があり、今後は認知症カフェの中で認知症の方やその家族の支援を行っていきます。

■認知症対策の取組状況

取組内容		目標／実績	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認知症ケアパスの作成		目標	調査	作成	普及
		実績		調査	作成
認知症サポーターの養成	養成人数（人）	目標	20	20	20
		実績	28	14	17
認知症初期集中支援チームの活動	チーム員会議開催回数（回）	目標	2	2	2
		実績	2	0	0
認知症カフェの開催	開催回数（回／年）	目標	15	15	15
		実績	9	21	32
家族会（定例会）の開催	開催回数（回）	目標	4	4	4
		実績	5	6	5

［出典］八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

5　介護予防・日常生活支援総合事業の状況

（1）介護予防・生活支援サービス

介護予防･生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活のための取組を支援する事業です。

事業名	単　　位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
訪問型サービス	実利用者数(人)	55	56	55	60
短期集中予防サービス	実利用者数(人)	14	10	14	16
通所型サービス	実利用者数(人)	46	43	38	40
栄養改善や見守りを目的とした配食	配食数（食）	3,649	3,530	3,271	2,535

[出典]八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

（2）一般介護予防事業

一般介護予防事業は、住民主体の通いの場を充実させ、地域における自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい･役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的とした事業です。

なお八雲地域で実施している「いきいきカレッジ」、「シルバーオリンピック」については、コロナの影響により実施が出来ませんでした。

また熊石地域で実施している「くまとも広場」は、各地区に集いの場が出来たことで、身近な場所で気軽に集えて、高齢者が自分の役割や楽しさ、生きがいを見出すことにつながる集いにシフトし、専門職が介入することで介護予防の強化を図って行くこととしました。

事業名	単　　位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
くまとも広場	実施回数（回）	8	0		
	実参加人数（人）	43	0		
高齢者栄養改善教室	実施回数（回）	3	0	3	3
	実参加人数（人）	57	0	31	26
まるごと元気運動教室	実施回数（回）	111	128	141	144
	実参加人数（人）	64	51	57	53

6　福祉サービス等の利用状況

（1）生活支援

1）移送サービスの利用状況

地　域	単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
八雲	実利用者数(人)	33	37	31	37	35	50
	延利用者数(人)	353	404	326	372	369	500
熊石	実利用者数(人)	61	63	65	65	63	49
	延利用者数(人)	869	701	652	854	771	750
計	実利用者数(人)	94	100	96	102	98	99
	延利用者数(人)	1,222	1,105	978	1,226	1,140	1,250

[出典]八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

2）除雪費の助成状況

地　域	単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
八雲	実利用者数(人)	13	7	9	17	14	19
熊石		1	0	2	3	4	2
計		14	7	11	20	18	21

[出典]八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

3）訪問サービスの利用状況

地　域	単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
八雲	実利用者数(人)	94	79	75	69	64	57
	延利用者数(人)	1,040	781	730	675	602	581
熊石	実利用者数(人)	21	24	22	31	20	21
	延利用者数(人)	1,086	1,062	1,077	1,580	1,286	1,335
計	実利用者数(人)	115	103	97	100	84	78
	延利用者数(人)	2,126	1,843	1,807	2,255	1,888	1,916

[出典]八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

4）福祉タクシー助成の利用状況

地　域	単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
八雲	実利用者数(人)	477	459	455	448	572	543
熊石		132	136	133	141	175	138
計		609	595	588	589	747	681

[出典]八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

５）緊急通報電話機貸与の利用状況

地　域	単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
八雲	設置台数(台)	81	76	84	88	88	85
熊石		25	22	22	19	20	20
計		106	98	106	107	108	105

[出典]八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

６）冬期福祉手当の給付状況

地　域	単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
八雲	給付世帯数(世帯)	278	280	267	335	335	353
熊石		123	104	124	109	120	117
計		401	384	391	444	455	470

[出典]八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

７）入浴料助成事業（入浴券交付事業）の利用状況

地　域	単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
八雲	利用人数(人)	985	1,011	789	799	874	881
熊石		419	411	317	295	317	309
計		1,404	1,422	1,106	1,094	1,191	1,190

[出典]八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

８）やくも安心キットの配布状況

単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
配布世帯数(世帯)	25	13	13	16	7	10

[出典]八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

９）給食サービスの利用状況

地　域	単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
八雲	給食数(食)	2,716	3,158	2,892	2,723	2,906	2,672
熊石		1,361	1,421	1,504	1,417	845	450
計		4,077	4,579	4,396	4,140	3,751	3,122

[出典]八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

（２）養護老人ホーム

単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
措置実人数（人）	6	6	6	6	5	5

[出典]八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

（３）生きがいづくり支援

１）老人クラブの状況

地　域	単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
八雲	クラブ数(クラブ)	27	26	25	24	24	25
	会員数(人)	628	607	593	513	492	481
熊石	クラブ数(クラブ)	5	5	5	5	4	4
	会員数(人)	177	176	172	166	147	125
計	クラブ数(クラブ)	32	31	30	29	28	29
	会員数(人)	805	783	765	679	639	606

［出典］八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

２）ボランティアの状況

地　域	単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
八雲	団体数(団体)	13	15	15	12	11	11
	会員数(人)	193	209	193	184	174	188
熊石	団体数(団体)	1	1	1	1	1	1
	会員数(人)	23	24	26	29	29	21
計	団体数(団体)	14	16	16	13	12	12
	会員数(人)	216	233	219	213	203	209

［出典］八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

３）高齢者事業団の状況

地　域	単　　位	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
八雲	登録者数(人)	30					
	就業延人員(人)	1,979					
熊石	登録者数(人)	28	29	33	33	34	47
	就業延人員(人)	2,426	2,719	2,426	2,945	2,964	3,160
計	登録者数(人)	58	29	33	33	34	47
	就業延人員(人)	4,405	2,719	2,426	2,945	2,964	3,160

［出典］八雲町保健福祉課（令和５年度は実績見込み）

7　アンケート調査結果

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査概要

①調査の目的

第９期介護保険事業計画策定にあたって、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に、国の示す調査手法に基づき、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

②調査概要

〇調査時期　　：令和５年１月～令和５年２月

〇調査対象者　：要介護認定を受けていない 65 歳以上の方及び要支援１・２の方

〇調査方法　　：郵送による配布回収

③回答結果

調査対象者数	有効回収数	有効回答率
1,500	765	51.0%

（２）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

①回答者の属性・住まいの状況

回答者の属性について、男性が 42.9%、女性が 57.1%と女性のほうが多くなっています。年齢では、70～74 歳が最も多く、次いで 65～69 歳、75～79 歳の順となっています。

家族構成について、１人暮らしが 32.5%、夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）が 32.8%となっており、合わせると 7 割近くが高齢者のみの世帯となっており、地域における見守りが必要となっています。

現在の暮らしについて、3 割以上（「大変苦しい」が 7.8%、「やや苦しい」が 26.8%）が経済的に苦しいと回答しています。

【性別】

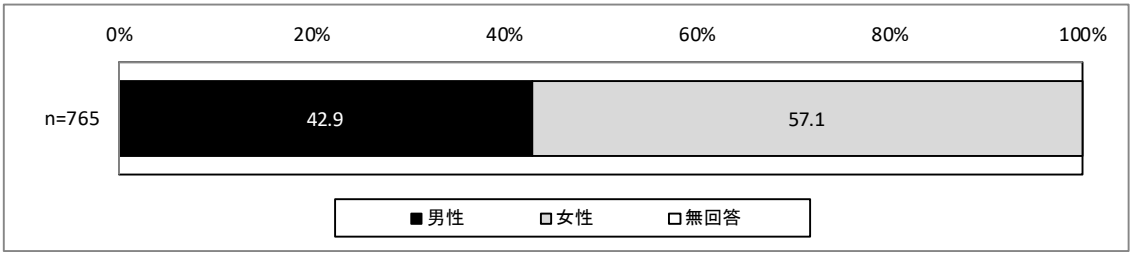

【年齢】

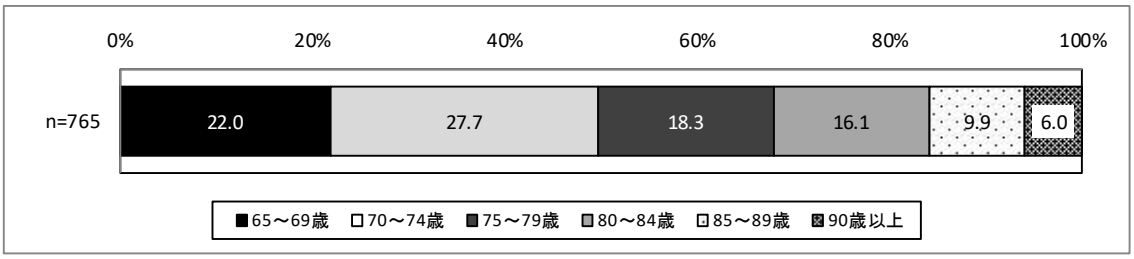

【家族構成】

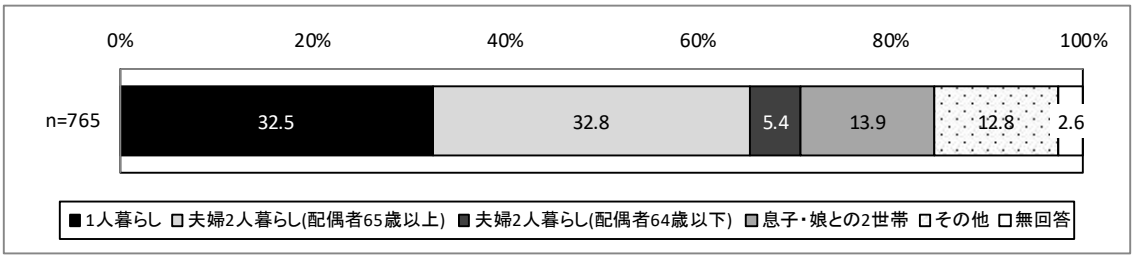

【経済的状況】

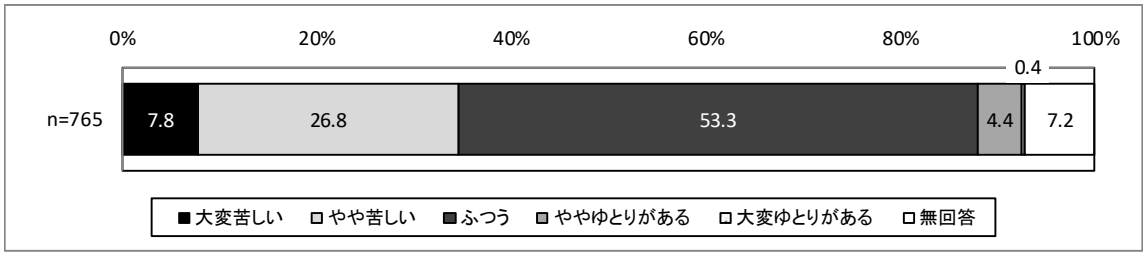

②介護の状況

介護・介助が必要になった原因について「視覚・聴覚障害」「骨折・転倒」が 20.4%と最も多く、次いで「高齢による衰弱」14.0%となっています。そのほか、心臓病や脳卒中、糖尿病など生活習慣病に起因する疾患により介護・介助が必要になっているケースも一定数みられます。要介護状態になる原因には、高齢による身体機能の低下だけでなく、生活習慣病に起因する疾病が多くみられます。若年からの生活習慣病の予防と悪化防止を図り、外出のきっかけであり身体機能・認知症予防等の効果が期待される通いの場等において、あわせて保健分野の取り組みを進めることが重要です。

主な介護者について、最も多いのは子（18 歳以上）となっており、配偶者等の親族の割合が多くなっていることから家族介護者へのフォローも重要です。

【介護・介助が必要になった原因】

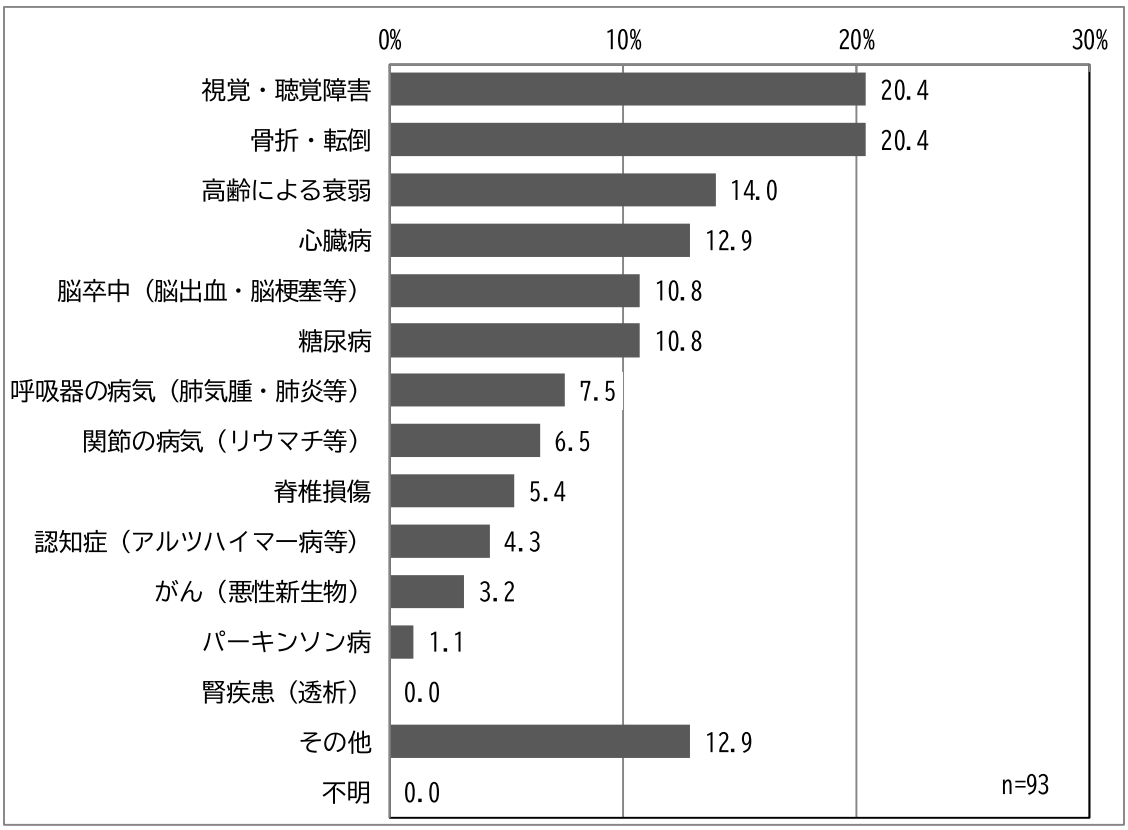

【主な介護者】

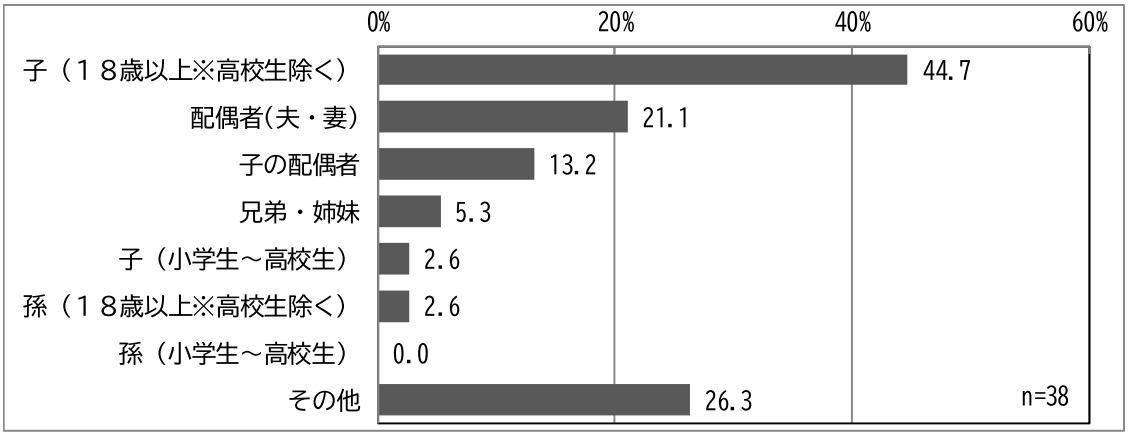

③運動について

運動器機能の低下をみると、リスク該当者の割合は全体で 19.3%となっていますが、男性と比較して女性の方が 8.8 ポイント多くなっています。補助なしで階段を昇ることや椅子から立ち上がること、15 分程度歩くことについて、できるにもかかわらずしていない人が 1 割から 2 割近くみられ、日常生活におけるこうした取り組みを積極的に行うことによって、身体機能が維持され、介護予防につながることの意識付けが必要です。

【運動機能評価（性別）】

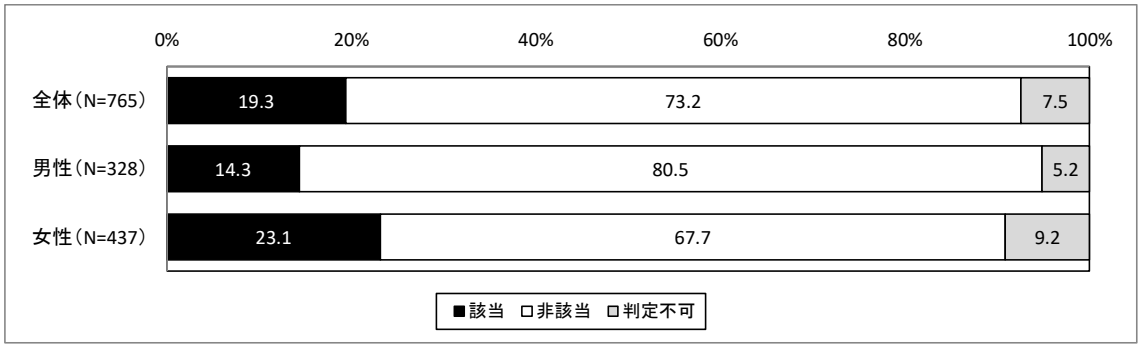

【階段を手すりや壁をつたわらずに昇れるか】

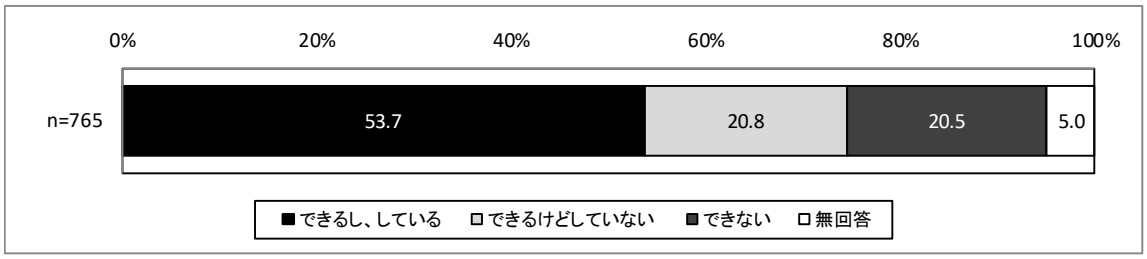

【椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がれるか】

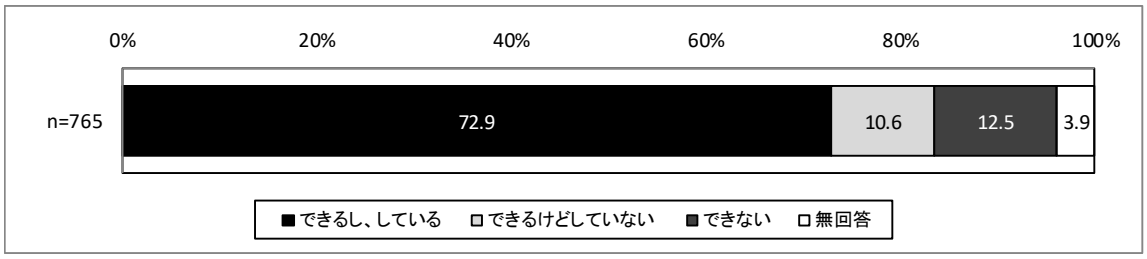

【15 分位続けて歩けるか】

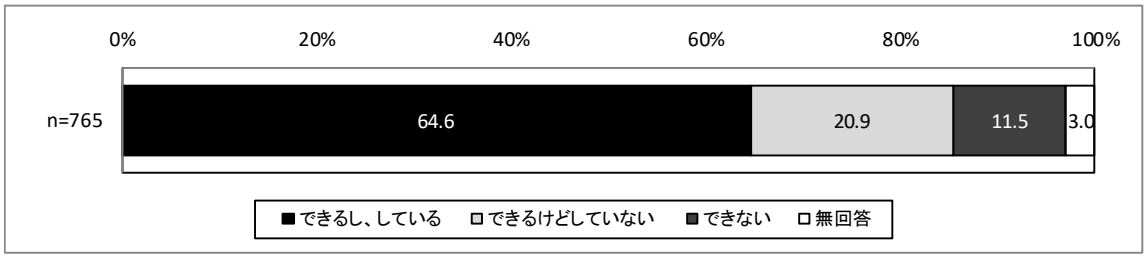

④外出について

外出の状況については、週 1 回以上外出する人が 9 割近くとなっており、ほとんどの人が週に 1 回以上外出していますが、昨年と比べて外出の回数が減った人が 4 割以上となっています。外出を控えている理由について、「足腰などの痛み」が全体で 45.8%となっており、身体的な理由で外出が億劫になっている人が多く、原因となる関節疾患や運動機能低下への対応が必要です。

また、外出を控えている理由として「外での楽しみがない」が一定数みられることから、身近な場所にある住民主体の通いの場の周知を図っていく必要があります。(外出を控えている状況に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などを留意する必要があります。)

【外出の状況】

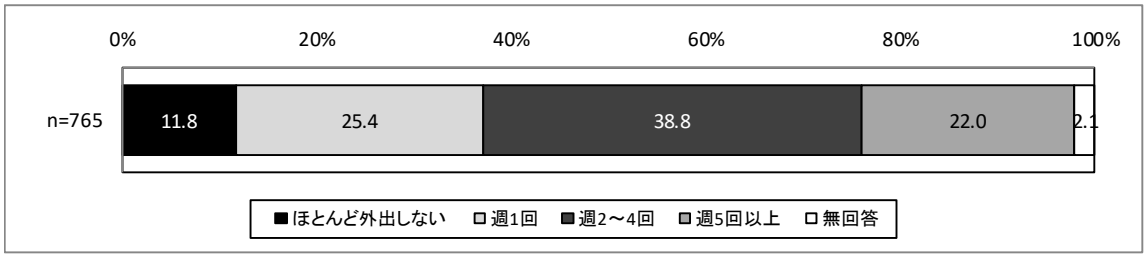

【昨年と比べた外出の回数】

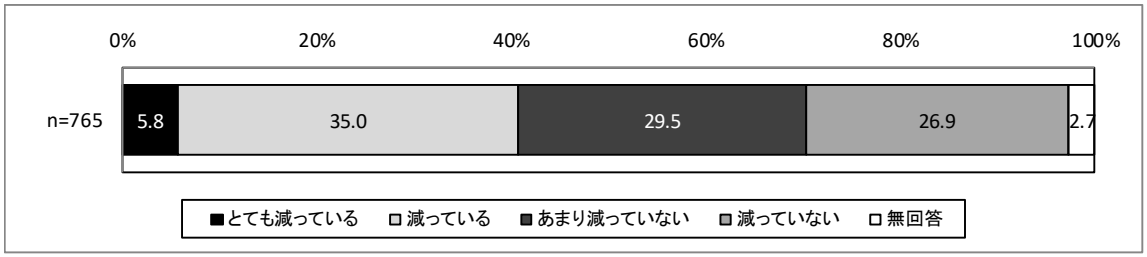

【外出を控えている理由】

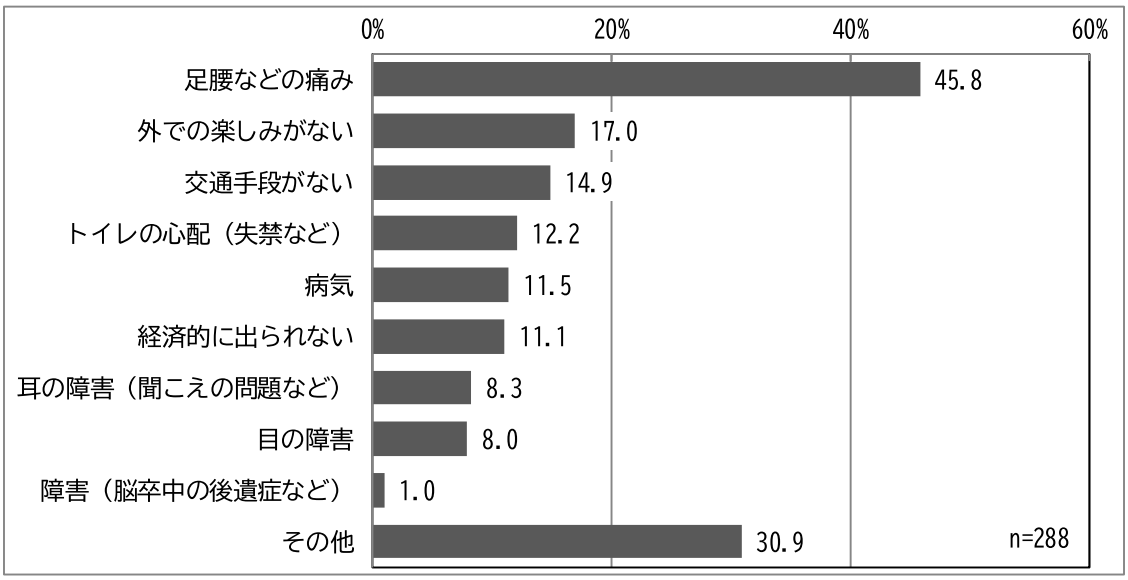

⑤口腔・栄養について

咀嚼機能、嚥下機能等の口腔機能低下のリスクに該当している人は27.7%となっています。また、歯磨きの状況をみると、毎日行えていない人は9.7%となっています。

口内を清潔に保つことで、口腔機能の維持・栄養状態の改善のほか、肺炎や認知症の予防にもつながるとされていることから、口腔清掃方法の周知と習慣付けを行うことが必要です。

【口腔機能低下者（性別）】

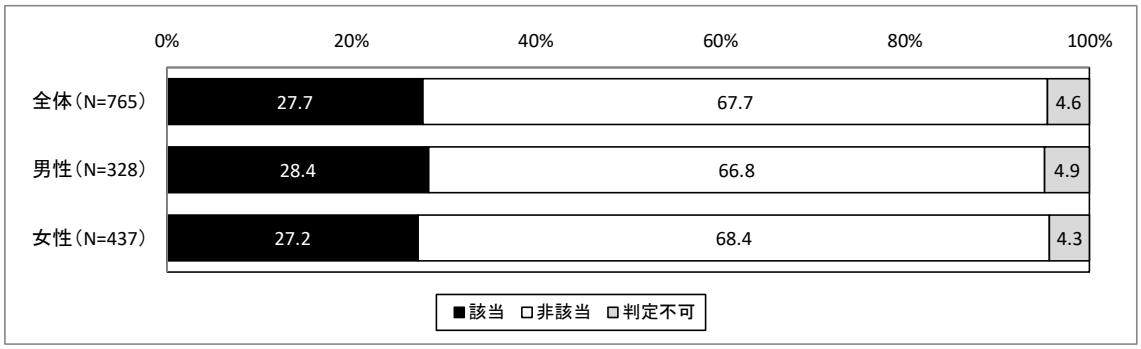

【歯磨きを毎日しているか（人にやってもらう場合も含む）】

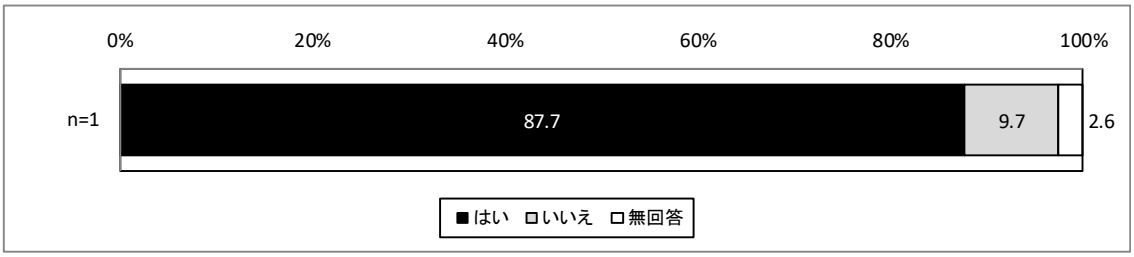

⑥社会参加について

地域活動について、町内会、趣味関係のグループに参加している人が比較的多くなっています。介護予防のための通いの場については、参加している人が1割以下となっています。

地域づくり活動について、参加者として参加可能である人は50.1%、お世話役として参加可能である人は32.3%となっています。

町内会・自治会、老人クラブや趣味・スポーツ関係のグループ、収入のある仕事などへの参加を通じて地域の人との関わりの場を持ち、これを地域づくり活動に展開していくよう取り組む必要があります。また、地域づくり活動の担い手となる人材育成を支援し、住民主体の地域づくり活動に繋げていく必要があります。

【地域活動への参加状況】

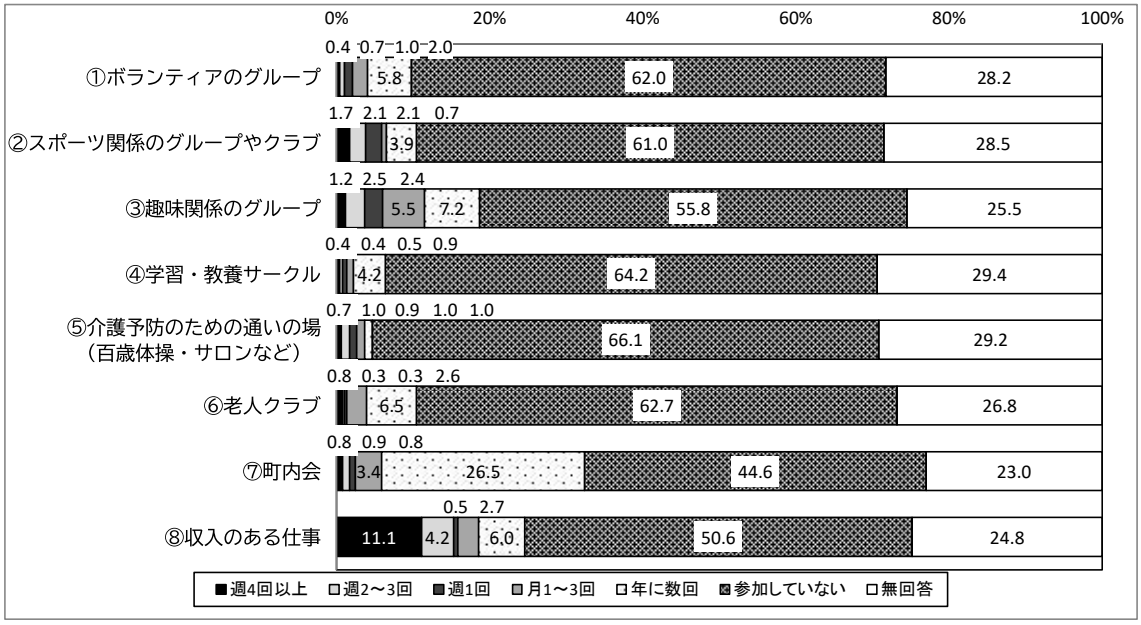

【地域づくり活動に関する参加者としての参加】

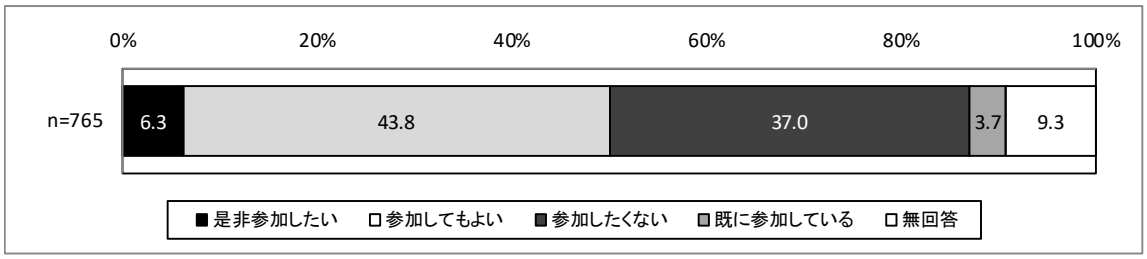

【地域づくり活動に関するお世話役としての参加】

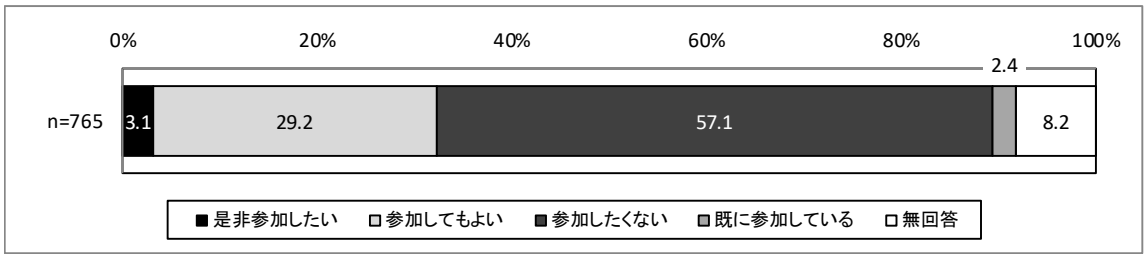

⑦健康について

自身の健康状態をよいと感じている人は7割以上となっています。

既往歴に関しては、高血圧、糖尿病、心臓病、高脂血症等の生活習慣病に起因する疾病が多くみられるため、健診などによる生活習慣病対策が重要であると考えられます。

【現在の健康状態】

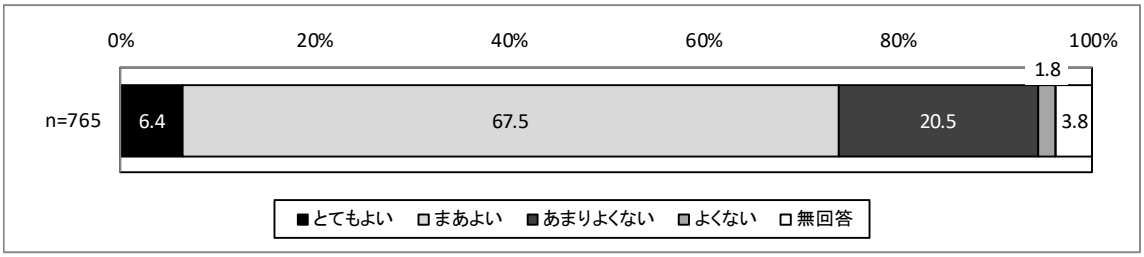

【現在治療中、または後遺症のある病気】

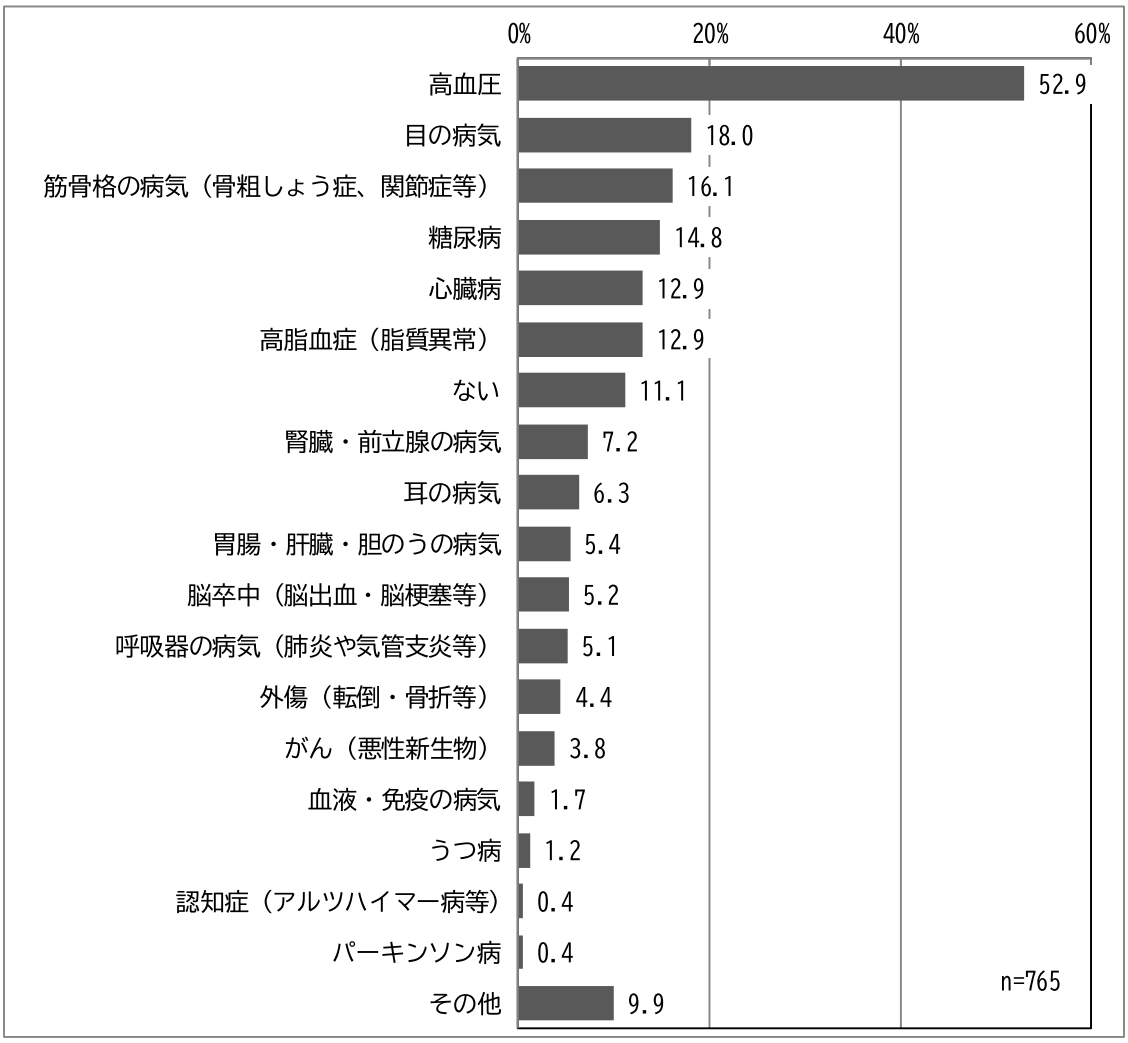

⑧認知症について

認知症について、自身や家族に症状がある人は 1 割程度となっています。また、認知症に関する相談窓口を知っている人は 3 割弱となっています。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」をめざし、認知症バリアフリーの地域づくりを進めるにあたり、認知症の症状の有無にかかわらず、まずは地域で認知症の相談窓口が周知されることが重要であると考えられます。

【認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるか】

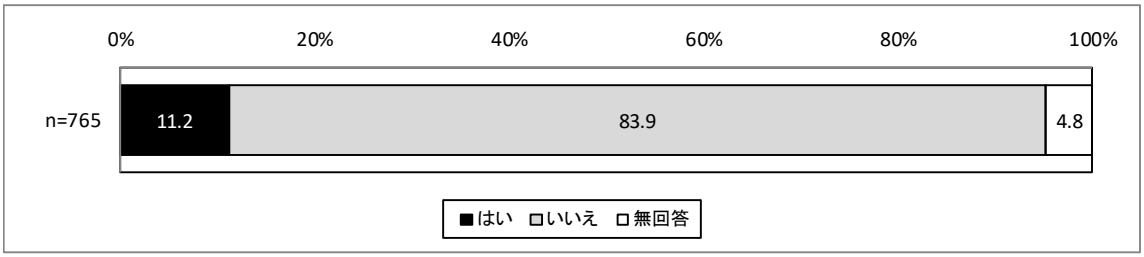

【認知症に関する相談窓口を知っているか】

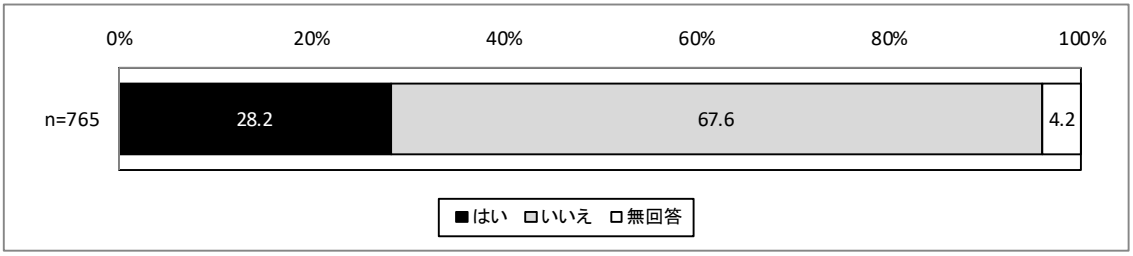

（３）在宅介護実態調査概要

①調査の目的

第９期介護保険事業計画策定にあたって、要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスのあり方を検討し、計画に反映させることを目的として、国の示す調査手法に基づき、在宅介護実態調査を実施しました。

②調査概要

○調査時期　　：令和５年１月～令和５年３月

○調査対象者　：要介護認定を受けている方
（施設入所者及び医療機関等へ入院されている人を除く）

○調査方法　　：郵送による配布、訪問面接による調査

③回答結果

調査対象者数	有効回収数	有効回答率
228	105	46.1%

（4）在宅介護実態調査結果

①在宅生活の継続を考えている人

施設等への入所・入所の検討状況に関して、「入所・入居を検討している」は 21.0%、「すでに入所・入居申し込みをしている」は 11.4%、一方、「入所・入居は検討していない」は 63.8%と多くの方が在宅生活の継続を希望される状況がうかがえます。

【施設等への入所・入居の検討状況】

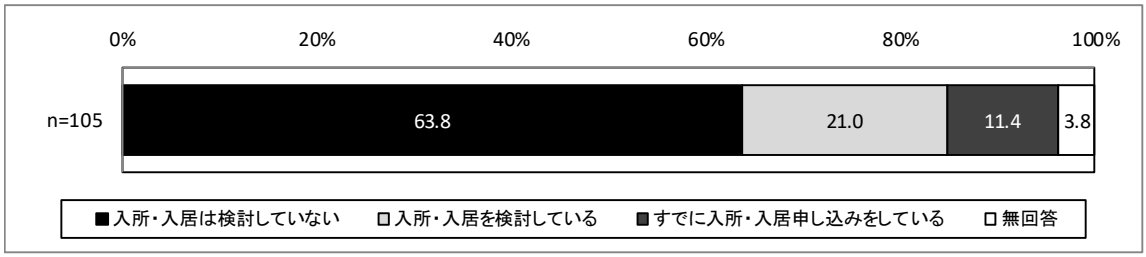

②主な介護者の状況

主な介護者に関しては、女性が 6 割以上を占め、60 代が 29.7%と最も多く、70 歳以上も 41.9%と多くなっています。

また、主な介護者の就労状況については、フルタイム勤務が 20.3%、パートタイム勤務が 14.9%と働いている人は 4 割近くとなっています。

【主な介護者の性別】

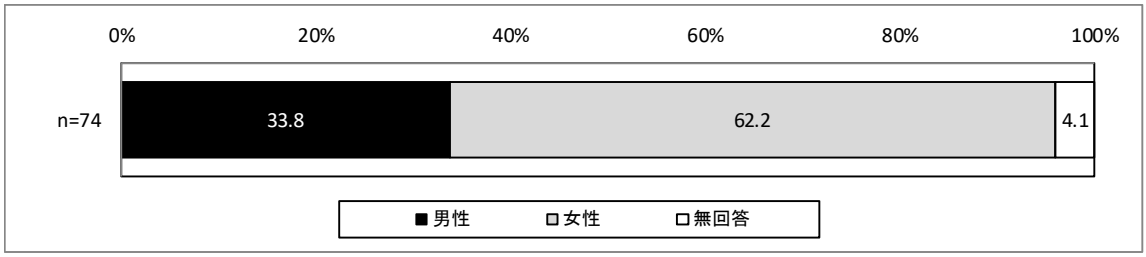

【主な介護者の年齢】

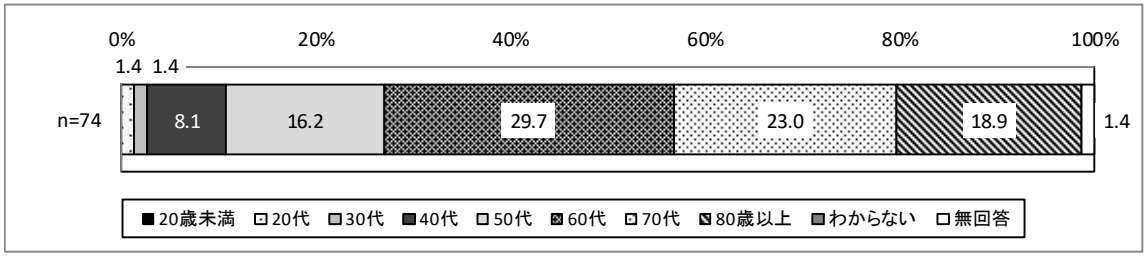

【主な介護者の就労状況】

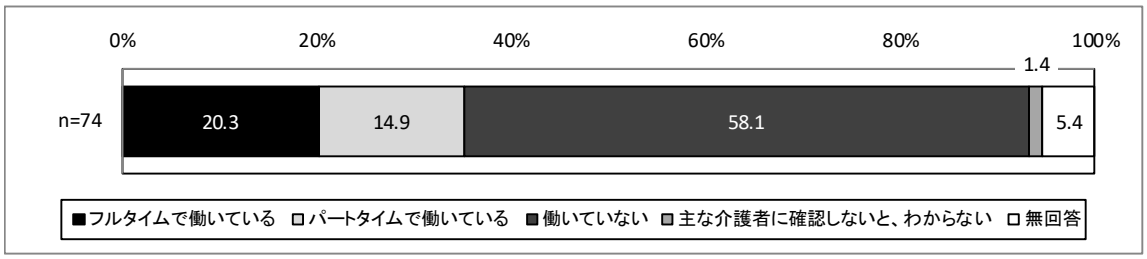

③今後の就労継続見込

現在介護のために行っている働き方の調整について、「労働時間の調整」など何らかの調整を行っている人がある程度みられます。

職場での労働時間の調整・柔軟な選択や介護休業・介護休暇等の制度の充実、またそれらの制度等を気兼ねなく行うことのできる職場づくりにより、在宅生活継続の可能性が高めていく必要があります。

【現在介護のために行っている働き方の調整】

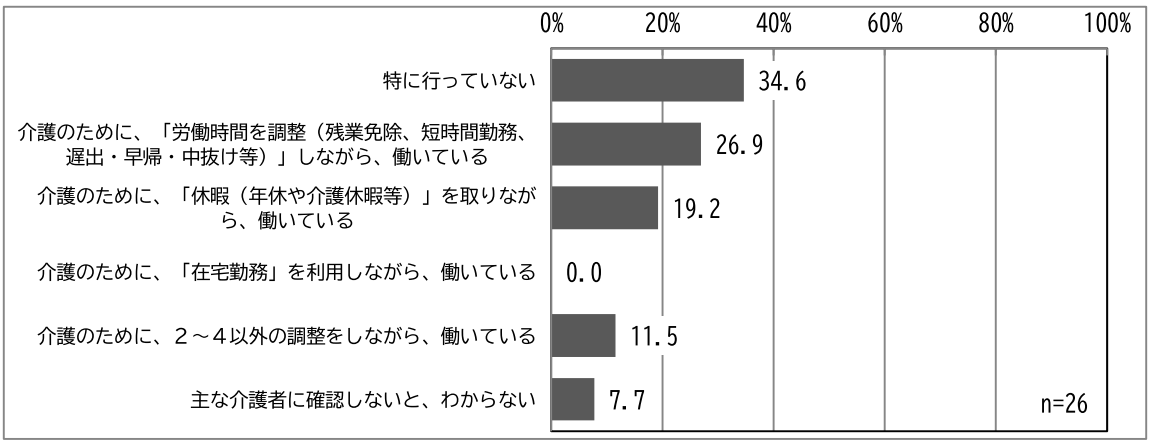

④在宅生活の継続に必要な支援・サービス

在宅生活の継続に必要な支援・サービスについて、「移送サービス」、「外出同行（通院、買い物など）」などのニーズが高くなっており、このような外出に係る支援・サービスは、「買い物」や「サロンへの参加」など、他の支援・サービスとの関係も深いことから、「外出に係る支援・サービスの充実」は大きな課題であるといえます。また、「見守り・声かけ」のニーズも高くなっており、孤独死などが社会問題となっている中、独居高齢者が安心して生活できるよう、地域で見守りや声かけを行うことができる仕組みづくりが必要です。

【今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス】

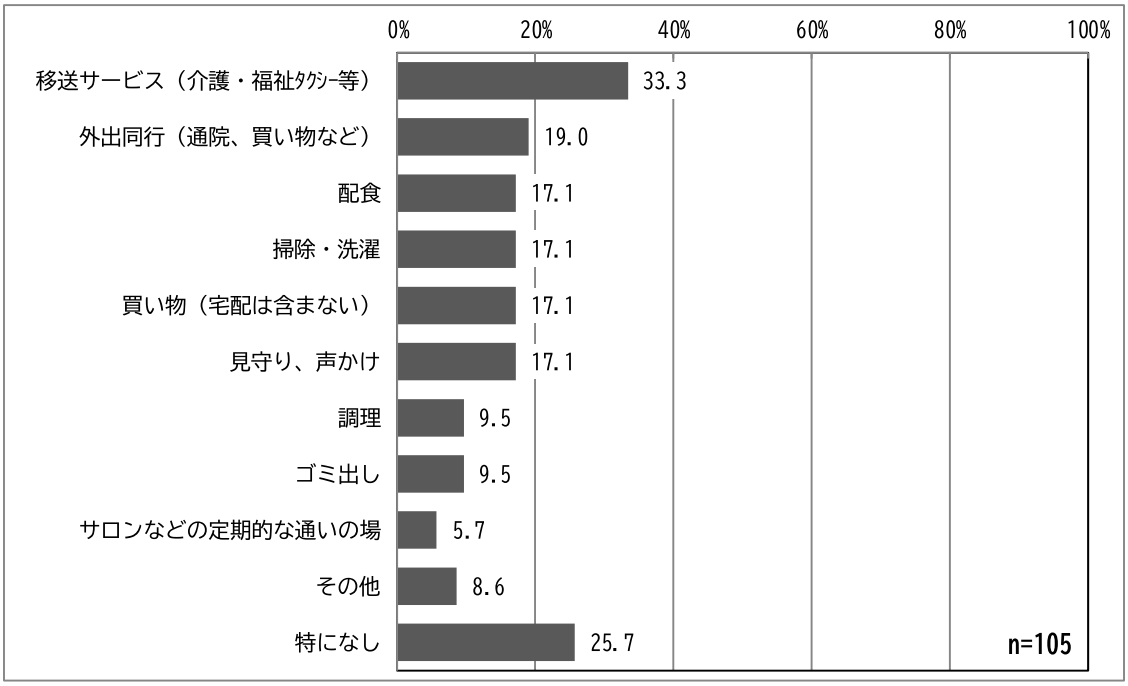

第３章　計画の基本的な方向

１　将来像

八雲町では、「第２期八雲町総合計画」（平成 30 年度～令和９年度）において、保健・医療・福祉分野では、「誰もがいきいき暮らせる健康・医療・福祉の推進」を基本目標として掲げています。

本計画は、この総合計画の目指す方向性との調和を保ちながら、前計画において定めた将来像「未来サポーター・シルバーやくも　目指せ！　活力ある 85 歳」を継承します。

将来像

未来サポーター・シルバーやくも

目指せ！　活力ある 85 歳

この将来像は、八雲町の高齢化率は全国・全道の平均を上回る高齢者の多い町ですが、農業や漁業において高齢者が現役で活躍する町であることから、高齢になってもその人の持てる能力を地域に活かすことで、地域に貢献することが可能となり、高齢者自身が八雲町の未来をサポートするために「活力ある 85 歳」を目指すことを目標にするという願いがこめられています。

また、この将来像の実現のため、

（基本目標１）いつまでも現役で活躍できるまち

（基本目標２）高齢者が安心して暮らせるまち

（基本目標３）高齢者と地域がともに支え合うまち

の３つの基本目標を掲げます。

２　基本目標

（１）いつまでも現役で活躍できるまち

「活力ある 85 歳」を目標に、高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、生産活動やボランティア活動など高齢者の社会活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し充実して過ごせるよう、学習機会の提供、スポーツ・レクリエーション活動など条件の整備を図ります。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施により、疾病の早期発見・重症化予防、通いの場への積極的な関与を進め、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するための支援を行います。

（２）高齢者が安心して暮らせるまち

介護保険の安定的な運営とサービスの質の向上のために、事業者への情報提供や指導体制を充実し、介護サービスに携わる人材の確保や資質向上を図るとともに、地域のニーズに応じた多様なサービスや活動の展開を進め、介護が必要になっても安心して暮らすことのできる体制を構築していきます。

また、高齢者の安全で快適な生活の確保は、超高齢社会を迎える八雲町にとって大きな課題です。そこで、外出しやすい道路・公園や、利用しやすい公共施設の整備、公共交通機関の確保など、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の充実に努めます。

（３）高齢者と地域がともに支え合うまち

認知症の方や高齢になり重度な要介護状態となった方も、住み慣れた地域の中で、自分らしく人生の最後まで暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が地域の中で一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。

サービスの提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを目指します。

３　重点的に取り組む事業

（１）介護予防の総合的な推進

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。

人生 100 年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくため、身体的脆弱性のみならず、精神・心理的な脆弱性や社会的な脆弱性といった多様な課題を抱える高齢者に対し、きめ細やかな支援をしていくことが大変重要であります。

そのため、訪問や健康相談での後期高齢者質問票の活用や住民主体の通いの場での体力測定等により、フレイル状態の高齢者を早期に把握し、保健指導や生活機能向上に向けた支援を行います。

また、住民主体の通いの場においてリハビリテーション専門職や栄養士、保健師が関与し、身体的・栄養フレイル予防に関する講話等を通してフレイル予防の普及啓発を行い、高齢者が自主的に健康づくりや介護予防活動に取り組めるよう支援していきます。

（２）認知症施策の推進

市町村は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが求められます。

八雲町では、認知症に関する理解促進、認知症の早期診断、早期対応に向けた医療との連携を図り支援を行うとともに、認知症の方が行方不明となった際の迅速な捜索と見守り支援を強化していきます。

（３）地域包括ケアシステムを支える人材の確保

地域包括ケアシステムの構築のためには、介護サービス事業所や多様なサービスの提供のための担い手が必要となります。

しかしながら、介護サービスを提供する介護・福祉人材は慢性的に不足している状況であり、また、生活支援などの多様なサービスの担い手も不足している状況です。

八雲町では、生活支援の担い手について、地域での支え合いや高齢者の社会参加等を進めることも目的に、熊石地域において有償ボランティア組織が立ち上がりましたが、八雲地域においては、未着手となっております。

介護・福祉分野で働く人材の確保・育成に向けた支援を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めるとともに、生活支援の担い手について、八雲地域においても有償ボランティアの体制づくりを進めます。

4　計画の体系

将来像	基本目標	施策の方向性	具体的な取り組み
未来サポーター・シルバーやくも　目指せ！　活力ある85歳	基本目標１ いつまでも現役で活躍できるまち	（１）社会参加の促進	１）就労機会の拡大
			２）生きがいづくりの促進
		（２）健康づくりの推進	１）各種健(検)診等の充実
			２）生活習慣病予防対策の充実
			３）関係機関との連携による保健事業の充実
			４）心と体の健康づくりの推進
			５）医療体制の確保
		（３）介護予防の総合的な推進	１）介護予防・生活支援サービス事業
			２）一般介護予防事業
			３）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
	基本目標２ 高齢者が安心して暮らせるまち	（１）介護保険サービスの充実	１）居宅サービスの充実
			２）地域密着型サービスの充実
			３）施設サービスの充実
			４）介護・福祉人材確保への支援
			５）介護給付適正化の推進
			６）災害及び感染症に対する備え
		（２）福祉サービスの充実	１）生活支援の充実
			２）家族介護者への支援
		（３）生活環境の整備	１）住環境の整備等
			２）防災・防火対策の推進
			３）交通安全・防犯対策の推進
	基本目標３ 高齢者と地域がともに支え合うまち	（１）地域包括ケアシステムの深化・推進	１）地域包括支援センターの機能強化
			２）地域ケア会議の推進
			３）在宅医療・介護連携の推進
			４）生活支援サービスの体制整備
			５）相談体制の強化
			６）権利擁護の推進
		（２）認知症施策「共生」と「予防」の推進	１）認知症に対する啓発活動
			２）認知症の予防
			３）認知症ケア体制の強化
			４）認知症家族会への支援
		（３）地域共生社会の実現	１）福祉意識の形成
			２）住民参加型の福祉社会の形成
			３）包括的な支援体制の整備

第４章　施策の展開

１　いつまでも現役で活躍できるまち

（１）社会参加の促進

１）就労機会の拡大

高齢者が就労することは、高齢者自身の介護予防や生きがいづくりにも多大な効果があると考えられることから、高齢者を社会に貢献する人材として積極的にとらえて、高齢者の経験や知識を発揮することができる環境整備を目指します。

①高齢者雇用の促進

令和３年度に行われた北海道労働局の調査によると、季節労働者数は年々減少傾向にあるものの、季節労働者の高齢化が進行している状況です。

渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会では通年雇用化を推進しており、令和３年度～令和４年度は八雲町内から２名の季節労働者が通年雇用となりました。

引き続き季節労働者（とりわけ高齢者）の就労対策、通年雇用化へ向けた事業を展開し、高齢者の就労機会の確保につなげていきます。

②高齢者の生産活動の促進

ファームメイド遊楽部館を利用した乳製品の加工等活動グループの自主的な活動が広く行われています。

農業において高齢者が現役で活躍する現状を踏まえ、引き続き活動グループの自主的活動につながる物販に関する情報発信等の支援を行い、各グループの連携により活動の活発化を図ります。

２）生きがいづくりの促進

①生涯学習活動の支援

高齢者の豊かな経験や学習成果を青少年の健全育成や子育て支援に役立て、高齢者の社会参加の積極的な促進に努め、自立と生きがいづくりを通して、地域づくりにつながる高齢者教育を推進します。

また、地域の高齢者が互いを思いやり、楽しくふれあう場として本事業を継続します。

ア）生涯学習の充実・強化

高齢者が生きがいをもち、社会参加の意欲を高めるため、各事業において高齢者のニーズに合った学習内容の充実や、機会の提供に努めます。

また、高齢者サークル等への支援を継続し、高齢者の充実した活動や高齢者の豊かな経験や知識を他世代に伝えていく取組を進めていきます。

イ）学習拠点の充実

高齢者の学習意欲や必要とされている学習内容を整理し、より参加しやすい事業展開を検討します。

施設面では、現在拠点となっている公民館の移転が行われる予定であり、その間は建物の安全性に配慮しながら利用を促していきます。

②老人クラブ活動の活性化

令和３年度から５年度までの３年間では､老人クラブ数は30クラブから28クラブに減少し、会員数も 765 人から 617 人に減少していますが、解散となったクラブもある一方で、新たなクラブも設立されています。

コロナ禍においては感染拡大防止対策のため、様々な活動が中止を余儀なくされましたが、令和５年度は単位クラブの研修等や老人クラブ連合会によるパークゴルフ大会、のど自慢交流会等の事業も再開し、高齢者の生きがいづくりや支えあい、閉じこもり予防の効果を得られています。

高齢者の生きがいづくりの中心的な活動であるとともに、地域活動の取り組みや高齢者同士の支えあい、閉じこもり予防等、様々な効果が期待できることから、今後も引き続き老人クラブ活動を支援していきます。

③多様な交流活動の場の推進

子どもや子育て世代、障がい者や高齢者等、様々な人々が交流活動することは、高齢者にとっての閉じこもり予防や介護予防、認知症予防効果だけでなく、世代を超えた仲間づくりを通じて、身近な地域の結びつきを強くする効果が期待されています。

町内２箇所の共生型サロンは、健康増進や創作活動、ボランティア活動等の活動を通して、高齢者や障がい者、子ども等が交流したり、空間を共有したりする場となっています。

今後も引き続き共生型サロンの利用促進を図り、高齢者と多様な世代の交流活動の場を提供していきます。

④軽スポーツの推進

高齢社会を迎え、住民の健康・体力づくりに関する関心は高まり、多様化するニーズに対応した各種スポーツ教室や大会の開催が求められています。

しかし、コロナ禍による各種スポーツ教室やイベントの活動自粛に伴い、高齢者の運動機会が減少し、体力・運動能力の低下が考えられることから、高齢者の健康・体力づくり推進のため、スポーツ情報の収集と積極的な情報発信、住民ニーズに応じたスポーツ機会を提供するとともに、スポーツ施設の適切な維持管理に努め、多様なスポーツに親しめる環境を計画的に整備するなど、高齢者がスポーツ活動を通じて、心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、運動に親しむ機会の提供を行います。

（２）健康づくりの推進

八雲町ではライフステージに合わせた健康づくりに着目し、各種健(検)診や健康づくり教室を通じて、「自分の健康は自分でつくる」意識の醸成と取組を支援し、町民全体の疾病リスク、介護リスクの軽減につながるよう努めます。

１）各種健(検)診等の充実

①特定健診

受診率の向上に向けて、これまで受診勧奨や健診を受けやすい体制の整備を積極的に実施してきました。新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、令和２年度と３年度は町民ドックを中止しましたが、町民ドック受診者の受け皿となる健診機会の確保や個別通知による受診勧奨を実施しました。

生活習慣病の予防やメタボリックシンドロームの早期発見につなげるため、今後も利便性の良い健診体制を確保すると共に、誕生日訪問や電話による受診勧奨に加え、個別通知による受診勧奨を継続する等、受診率の向上に向けた取組を行います。

②各種検診

各種がん検診においては、がんの早期発見、早期治療を目的として、肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診を行っています。特定健診と各種がん検診の同日実施による利便性の良い検診体制の確保や、胃がん・大腸がん検診の受診機会の拡大、電話による受診勧奨など、受診率の向上に向けた取組を実施しました。

今後もより受診しやすい検診体制づくりに努めるとともに、がん検診の必要性に関する知識の普及・啓発や効果的・積極的な受診勧奨など受診率向上に向けた取組を行います。

その他、簡易脳ドック、骨粗鬆検査、ピロリ菌検査などにおいても、検査の目的等の知識の普及・啓発を行い、まだ検査を受けたことのない方々が検査につながるよう努めていきます。

③高齢者等予防接種

高齢者の死亡原因になりやすい肺炎を予防するため、誕生日訪問や老人クラブ等でインフルエンザや肺炎球菌ワクチン接種の勧奨を今後も継続的に実施します。

名　　称	内　　容
インフルエンザ予防接種	65歳以上の方、60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器に障がいのある方を対象に、医療機関に委託して実施しています。
肺炎球菌予防接種	年度内に65歳となる方及び60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器に障がいのある方を対象に、医療機関に委託して実施しています。

２）生活習慣病予防対策の充実

①生活習慣病予防教室

「サラサラ血液めざそう会」、「生活習慣病予防教室」、「ウェルネス運動クラブ」など、健診での血液検査結果などで生活習慣の改善が必要とされる方を主に対象者とした教室を実施しています。毎年、健康意識の高い方の参加が多く、健診結果にて生活習慣の改善が必要とされる方

の参加者が少ない状況にあるため、今後は参加することが望ましい方々に積極的に声掛けを行うとともに、年齢を問わず、気軽に取り組める運動を取り入れることで、高齢者の健康づくりを支援します。

また、今後も介護予防の観点から、糖尿病治療者の重症化予防を中心とした食事療法等の教室を継続して開催します。

②健康教育

令和３年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の開始により、通いの場の利用者に対するフレイル予防に対する健康教育を実施しました。

老人クラブや町内会、女性部、事業所等へ積極的に健康教育の実施の声がけを行うと共に保健推進委員と連携し、できるだけ多くの地域で疾病予防の普及啓発の機会を増やしていきます。

また、地域包括支援センターと連携し、通いの場でのフレイル予防の健康教育を実施します。

③訪問指導・健康相談

健診後の事後指導として要精密検査者を主とした対象者に訪問による保健指導を行っているほか、誕生日訪問を実施し、病院受診状況や生活状況の確認により、必要時、栄養指導など個別に生活習慣の改善指導を実施しています。また、令和３年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の開始により、後期高齢者を対象とした健康状態不明者に対する訪問を実施しました。

今後は特定保健指導を始め、要精密検査者を主とした対象者への訪問指導や誕生日訪問による保健指導を実施するとともに保健推進委員や老人クラブ・地域包括支援センターと連携し、健康相談事業を継続して実施していきます。

３）関係機関との連携による保健事業の充実

国保レセプト情報、介護認定情報、健診結果情報等をもとに後期高齢者の健康状態未把握者に対する訪問を実施すると共に、地域包括支援センターと連携し、通いの場でフレイル予防に関する健康講話や健康相談を実施します。

４）心と体の健康づくりの推進

①心の健康づくり事業

毎年、重点地域を設定し、「こころの健康」をテーマに健康教育を実施しています。

「こころの健康」をテーマにした健康教室の他、高齢者うつ症状の早期発見や自殺予防が図れるよう、地域のつながりの強化を推進する保健活動を展開していくとともに、ゲートキーパーの養成に取り組みます。

②健康づくり教室・健康づくりの意識啓発

高齢者の健康づくりに対する興味や関心度は高まっていると考えられ、「地区料理教室」、「男性の料理教室」、「高齢者栄養改善教室」等の健康づくり教室には、多くの高齢者が参加しています。

今後も、地域包括支援センターと連携しながらより多くの通いの場に参加し、フレイル予防

の視点を取り入れた運動や栄養、口腔に関する健康講話を実施することで、高齢者の健康づくりに取り組んでいきます。

また、誕生日訪問、健診結果説明会、健康教室や健康づくりイベントである「全町一日健康の集い」等を通して、健康づくりの意識啓発を行っていきます。

５）医療体制の確保

①地域医療機関との連携

疾病の早期発見・早期治療及び重症化対策など高齢者の健康管理には、地域の医療機関との連携は欠かせません。

八雲町では、令和２年２月から糖尿病性腎症重症化予防のプログラムにより、医療機関と連携して保健指導を実施する体制を確保しました。

今後はこのプログラムの連携医療機関の拡大に向けた取組を推進します。

②救急医療体制の確保

八雲町では、町内医療機関の当番制により全ての休日・夜間の診療体制が確保できており、今後も救急医療体制を確保できるよう努めます。

（３）介護予防の総合的な推進

介護予防・日常生活支援総合事業は要支援１・２の認定を受けた方、基本チェックリストで事業対象者と判断された方、一般介護予防事業は 65 歳以上の高齢者を対象として、高齢者保健事業と一体的に推進します。

【介護予防・日常生活支援総合事業の構成】

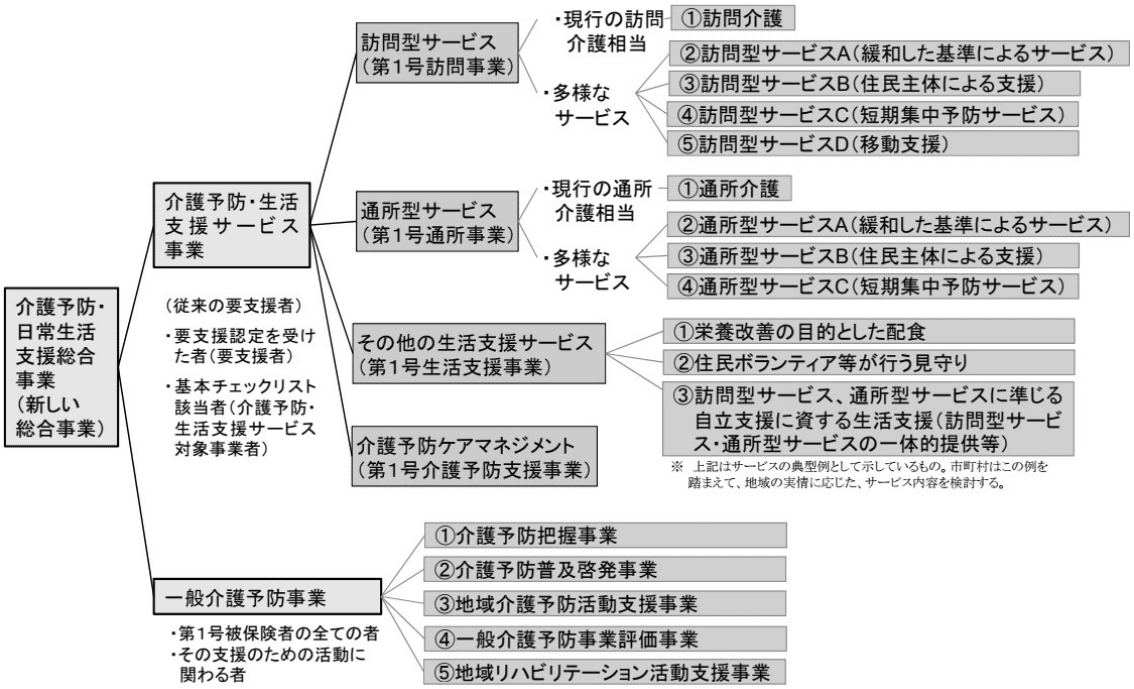

[出典]厚生労働省資料

１）介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

訪問型サービスについては、総合事業移行前の介護予防訪問介護と同等のサービスを提供しています。

また、運動機能の低下や物忘れがみられる高齢者を対象にリハビリテーション専門職と地域包括支援センター職員が訪問し、生活機能の維持・向上が図れるよう専門的指導を行う短期集中予防サービス（訪問型サービスＣ）を提供しています。

重症化予防のため必要なサービスが提供されるようケアマネジャーへの周知を行うとともに、介護状態の前段階であるフレイル状態の方についても早期に把握してサービス利用につなげていけるよう介護予防の強化を図ります。

②通所型サービス

通所型サービスについては、総合事業移行前の介護予防通所介護と同等のサービスを提供しており、今後も引き続き提供を行います。

③その他の生活支援サービス

低栄養による栄養改善が必要な方に対し、給食サービスを週に２回実施しています。

食生活の改善を図るとともに利用者の安否確認を行うため、今後も給食サービスを継続します。

④介護予防ケアマネジメント

要支援１・２と認定された方や介護予防・生活支援サービス事業の対象者に対して、介護予防プラン作成を行うとともに、サービス利用後も生活状況に変化がないか等継続的にモニタリングを行います。

介護予防プランの作成は必要に応じて、介護保険サービスのみではなく、住民主体の通いの場などフォーマルサービスなども組み入れたサービス計画を行います。

また、ケアマネジャーを対象とした研修等を開催し、ケアマネジメント力の向上に努めます。

２）一般介護予防事業

①介護予防把握事業

高齢者対象の事業、健康診査や誕生日訪問等の訪問活動により何らかの支援が必要な高齢者を把握します。

また、民生委員や町内会との連携を強化し、早期に対象者を把握することで必要とされるサービスにつなぐことができるように努めます。

加えて、フレイル予防の観点から早期の介入が必要な人の把握方法について検討を進めます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防教室や地区で実施する出前説明会、老人クラブなど高齢者が集まる機会を利用して介護予防に関する講話や実技を実施するほか、今後も誕生日訪問を継続して行い、介護予防への関心が高まるよう積極的に知識の普及・啓発を行っています。

熊石地域では、フレイル予防の普及啓発として、食生活改善協議会の協力を得て栄養フレイル予防のレシピとフレイル予防のための情報を掲載したチラシを作成し、全戸配布を行いました。

引き続き、町内にある住民主体の通いの場の参加者を対象に、リハビリ専門職や栄養士、保健師が介入し、介護予防の強化を図ります。

事業名	内　　容
介護予防講話 （出前説明会等）	老人クラブや町内会など各種団体など高齢者等が集まる機会を利用して介護予防に関する講話や実技を実施します。
まるごと元気運動教室 （八雲・落部・熊石３地区）	転倒による骨折の防止、及び加齢に伴う体力や下肢筋力の低下による活動性の低下を防ぐため、健康運動指導士よる運動を週１回実施します。
高齢者栄養改善教室	「食べること」を通じて低栄養状態を予防・改善し介護予防を図ります。食べることやバランスのとれた食事をすることの重要さについて啓発します。
いきいきカレッジ	介護予防や高齢者の多種多様な生活課題を主体的に解決していくための必要な教養や知識を身に付けるために、講演会等を開催します。
シルバーオリンピック	スポーツ活動を実践することにより健康づくりの意識高揚と体力の維持を図ります。

事業名	内　　容
ふれあい農園	高齢者の健康づくり、生きがいづくりのために福祉村内の農園を開放します。

③地域介護予防活動支援事業

介護が必要な状態にならないように予防し、高齢者の生活の質を高めることを目的に、地域における自主的な活動を育成し、介護予防活動の拡大を支援します。

八雲地域では、生活支援コーディネーターが中心となって住民主体の活動を支援しており、住民主体の通いの場が増えてきました。

今後も住民主体の活動を広げていくため、八雲地域ではいきいき百歳体操を活用し、熊石地域ではふまねっと運動や地域の集いの場等への継続支援等により、住民主体の通い場の支援を行っていきます。

【住民主体の通いの場（いきいき百歳体操・集いの場等）の見込】

区　分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施箇所	23箇所	23箇所	23箇所

④一般介護予防事業評価事業

事業が適切かつ効率的に実施されたか、年度ごとに事業評価を行う事業となっており、八雲町においては計画に掲げた目標に対する評価だけでなく、通いの場への参加者数など、介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業評価を行っています。

今後も一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業の数値目標を設定し、事業の評価を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していく事業です。

八雲町では、地域ケア会議、住民主体の通いの場での体力評価や助言指導、ケアマネジャー等への助言指導を行い、介護予防の強化を図っています。

今後もケアマネジャーや介護サービス事業者への周知を行い、当事業の利用を促進します。

【地域リハビリテーション活動支援事業のイメージ】

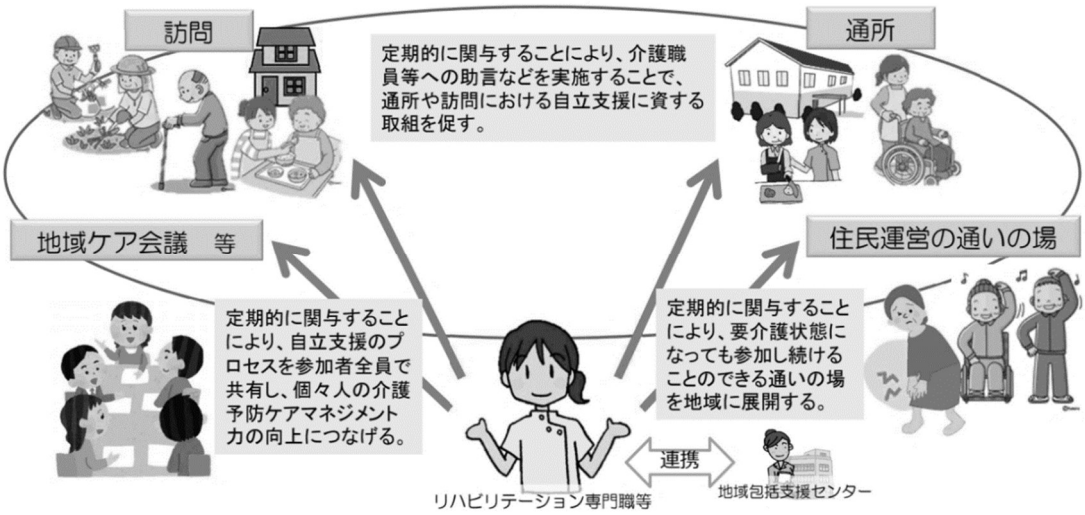

［出典］厚生労働省資料

【地域リハビリテーション活動支援事業の見込】

区　分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
リハビリテーション専門職の介入回数 （地域ケア会議、通いの場等の介入） ※訪問サービスＣを除く	35回	35回	35回

【リハビリテーションに関する取組目標】

評価指標		目　　標		
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
介護保険のリハビリテーションを供給体制の充実	事業所数（事業所）	5	5	5
	定員数（人）	135	135	135
	リハビリテーション専門職の従事者数（人）	11	11	10
介護保険サービスの利用	訪問リハビリテーションの利用率（%）			2.3
	通所リハビリテーションの利用率（%）			10.5
	訪問リハビリテーションの延利用人数（人）	1,200	1,250	1,300
	通所リハビリテーションの延利用人数（人）	8,000	8,200	8,400
アンケート調査によるリスク高齢者の減少	運動機能リスク高齢者の割合（%）			16.0
	転倒リスク高齢者の割合（%）			31.0
	IADL リスク高齢者の割合（%）			5.0

３）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえて、高齢者一人ひとりに対して、きめ細やかな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施による、次の事業に取り組んでいきます。

①個別的支援（ハイリスクアプローチ）

医療や介護サービス等につながっておらず、健康状態が不明な方や閉じこもりの可能性のある方に対して個別訪問を行い、必要に応じ適切な医療や介護サービスの利用勧奨を行います。

②通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

八雲町の健康課題を抽出し、運動・栄養・口腔ケア等フレイル予防に関わる健康教育・相談等を通いの場で実施するとともに、高齢者の全身状態の把握に努めます。

【高齢者と保健事業と介護予防の一体的実施の見込】

区　分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
健康状態が不明の方への訪問実施率	90%	90%	90%
通いの場における健康相談実施箇所数	8箇所	8箇所	8箇所

２　高齢者が安心して暮らせるまち

（１）介護保険サービスの充実

１）居宅サービスの充実

住み慣れた地域で自分らしく暮らすため、自宅で介護サービスを受けながら生活したいという要望は多く、在宅サービスは安定した供給が求められています。

今後の人口推計を鑑みるとサービス利用者数の増加は見込めず、新たなサービス基盤の整備の必要性は低いと考えられますが、在宅生活の維持の実現のため、必要に応じた訪問介護の提供を支える介護人材確保や生活支援に関する新たな取り組みを検討していく必要があります。

２）地域密着型サービスの充実

八雲町では、これまで小規模多機能型居宅介護や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が整備され、地域密着型サービスは充実が図られてきました。

地域密着型サービスについては、当町の人口規模に対して一定程度のサービス供給体制の維持が図られており、今後、需要が大きく伸びることは想定しておりませんが、ニーズに合った地域密着型サービス提供について検討していきます。

３）施設サービスの充実

施設サービスの受給率が全道・全国平均よりも高い傾向にありますが、施設定員数が平均よりも多いことがひとつの要因となっており、地域住民にとって入所を意識しやすい環境にあると言えます。

高齢者人口の減少などから施設入所者が増加することは見込めませんが、介護度の高い高齢者にとって施設サービスは必要不可欠であるため、今度も施設サービスが安定的に供給されるよう努めます。

４）介護・福祉人材確保への支援

介護・福祉人材は処遇改善などの対応が進められてきているものの、全国的に人材不足が深刻化しており、介護職及び専門職の人材確保は厳しい状況にあります。

八雲町においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあるため、令和５年度には八雲町介護保険事業所合同説明会を実施、その他、介護福祉士実務者研修開催事業、介護従事者就職支援資金貸付事業、介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付事業を実施するなど、人員確保に向けた施策を展開してきました。

今後も、介護従事者就職支援資金貸付事業や介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付事業を中心に事業継続を行うとともに、事業所への実態調査により人材不足の状況把握に努め、必要な取り組みを検討していきます。

５）介護給付適正化の推進

介護給付適正化は、介護保険の信頼性を高めるとともに介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度を構築することを目的としています。

介護給付や予防給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを事業者がルールに従って適正に提供するよう促します。

八雲町では下記の介護給付適正化事業を推進しています。

【介護給付適正化事業の概要】

事業名	内　　容
①要介護認定の適正化	居宅介護支援事業者やケアマネジャー等に委託して行った要介護認定の更新・変更に係る認定調査について、書面等の審査により調査内容の点検を行います。
②ケアプラン等の点検	ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、事業所への訪問調査等により点検及び指導を行います。 住宅改修費申請時に、請求者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行います。
③縦覧点検・医療情報との突合	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 また、入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。

八雲町では、令和８年度までの計画期間において、介護給付適正化事業の取組目標を下記のとおり設定します。

【介護給付適正化事業の取組目標】

事業名	取組目標
①要介護認定の適正化	訪問調査に関する認定調査状況の内容点検を全件実施
②ケアプラン等の点検	町内の全居宅介護支援事業所が作成したケアプランの点検 住宅改修施行後の現地確認及び利用状況等を確認 福祉用具購入・貸与者への訪問による利用状況の確認
③縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会への業務委託による全件実施

６）災害及び感染症に対する備え

①災害に対する備え

介護保険事業所で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、介護保険事業所と連携し避難訓練を実施するなど、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路の確認などを促し、災害に対する備えを呼び掛けていきます。

②感染症に対する備え

令和２年から新型コロナウイルス感染症が全世界に流行し、令和５年５月に新型コロナウイルス感染症は５類感染症に位置付けられたものの、今後も感染予防対策の徹底などについて周知・啓発を行うとともに、国・道の方針に基づき、感染対策やワクチン接種に取り組みます。介護保険事業所に対し、感染症発生時に備えた平時からの事前準備や、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか、定期的に確認します。

また、介護従事者が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、各種研修会への参加の促しや、情報提供を行います。

（２）福祉サービスの充実

１）生活支援の充実

さらなる高齢化の進展により、一人暮らし高齢者等の増加が予想されます。

今後も、住み慣れた町で安心して暮らし続けることができるよう、必要な福祉サービスを精査し、提供に努めます。

事業名	内　　容
①移送サービス	おおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者で、病院への入退院及び通院、その他町長が必要と認めたとき、送迎を行います。
②除雪費助成	おおむね 65 歳以上の高齢者等のうち、虚弱等により除雪が困難で家族や隣人等の協力が得られない方に、町が契約する事業者が玄関から道路までの通路を除雪し、その費用の一部を助成します。
③訪問サービス	65 歳以上の一人暮らし高齢者や、生活に支障をきたすおそれのある方等をヘルパーが声掛け訪問し、安否確認を行います。
④福祉タクシー助成	在宅生活者で、75 歳以上の方、身体障害者手帳を所持されている下肢・体幹・視覚・内部障がいの１～３級の方、療育手帳を所持されているＡ判定の方及び精神障害者保健福祉手帳１、２級を所持されている方のうち、町民税非課税世帯に属する方に、年間 12,000 円以内のタクシー料金助成券を交付します。
⑤緊急通報電話機貸与	健康状態や日常生活の動作に不安のある一人暮らしの高齢者等に、緊急通報用電話機を無料貸しつけし、消防本部と電話回線で結ぶことによって急病や火災など突発的な事態が発生したときに迅速な救援体制をとるとともに、日常生活での悩みごとへの相談を受けます。
⑥冬期福祉手当給付	在宅生活者で、75 歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び特定疾患医療受給者世帯等のうち、生活保護世帯を除く町民税非課税世帯に、年額 10,000 円を給付します。
⑦入浴料助成事業	65歳以上の方又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方に、申請により、年間24枚の範囲内で町内入浴施設で利用できる助成券（１回200円）を交付し、健康づくりを支援します。
⑧やくも安心キット	65歳以上の世帯、障がいのある方のみの世帯及び健康に不安を抱えている方等に医療情報を入れる「やくも安心キット」を配布し、自宅の冷蔵庫に保管の上、救急搬送時に活用していただきます。
⑨高齢者等給食サービス支援事業	一人暮らし高齢者等で、食事の準備が困難な人に対して定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認等を行い、在宅生活の維持継続を支援します。
⑩寝たきり高齢者等紙おむつ利用券給付事業	おおむね65歳以上の在宅高齢者で要介護４又は５に相当し、常時おむつを使用している町民税非課税世帯の家族に対し、月額5,000円分の紙オムツ利用券を交付します。
⑪高齢者スポーツ施設利用助成事業	高齢者が年間を通して町営のパークゴルフ場、温水プール及びスキー場を利用できる共通利用券の発行及び利用料金の一部助成により、スポーツ活動を推進します。

２）ケアラー（家族介護者）への支援

家族等を介護することの考え方は様々ですが、介護の負担の程度によっては、心身の健康を損ねたり、介護等に専念することで離職せざるを得なくなるといった場合もあるほか、周囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されます。

１８歳以下のヤングケアラーは、子どもの成長や学びに大きな影響を及ぼす可能性がありますが、子ども自身がケアラーであることに気づかない場合が多く、支援ニーズが表面化しにくいという問題があります。

八雲町では、北海道ケアラー支援推進計画に基づき、相談支援体制の整備、関係機関との連携、交流拠点の整備、支援者の研修受講など通じてケアラー支援を行っていきます。

事業名	内　　容
①ケアラー（家族介護者）の支援	地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が介護サービスや介護休暇制度等に関する情報提供等、総合的な相談に応じます。
②ヤングケアラーの支援	子育て支援センターが中心となり、教育委員会、学校、地域包括支援センター、介護サービス事業所等と連携し支援を行います。
③交流拠点の整備	家族介護者が相互に情報共有し、交流できるよう認知症カフェや介護者の会の場を活用し開催します。
④家族介護慰労事業	要介護４又は５に相当する町民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去１年間介護保険サービスを受けなかった方を現に介護している家族に年額１０万円を支給します。
⑤介護マーク入り名札配布事業	現に要介護者を介護している者に対し、介護を行う際に周囲から偏見や誤解を受けることがないよう、介護マーク入り名札を配布します。

（３）生活環境の整備

１）住環境の整備等

高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、生活困窮者等にも配慮しながら安心して居住できる環境を生活支援と一体的に提供できるよう努めます。

①ケアハウス・有料老人ホーム

身体機能の低下等により、自立した生活が困難な高齢者等の増加に対応するため八雲町内には、ケアハウスが２施設、有料老人ホームが１施設開設されています。

②養護老人ホーム

65 歳以上で環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な方に、入所措置を行います。

今後も個々の事情により養護老人ホームへの措置が必要な場合は、入所を支援します。

③住宅改修理由書作成

ケアマネジャー又は作業療法士及び福祉住環境コーディネーター２級以上の資格者による、介護保険の住宅改修費の支給申請の理由書の作成を支援します。

④町営住宅の整備

「八雲町公営住宅等長寿命化計画」に基づき町営住宅の建て替え、改善、修繕を行い、バリア

フリー化などにより高齢者に配慮した住宅の整備を促進します。

⑤公共建築物や公園等の整備充実

広場・公園を含め公共建築物の整備充実について、障がい者をはじめ全ての町民にとって、利用しやすい施設となるようバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を検討していきます。

⑥安全な道路空間の確保

車いすなどの通行における安全確保のため、側溝を暗渠化して歩行帯を広げるなど、安心、安全な通行の確保に努めます。

⑦公共交通機関等の改善の促進

函館バス株式会社が運行するバス路線について、桧山海岸線の１路線が令和２年９月 30 日、八雲江差線が令和３年９月 30 日を持って廃止となりました。

八雲町はバス路線の廃止に伴い、地元ハイヤー業者が運行する予約バスなどの代替路線の運行を行い、利用者の日常生活に影響のないよう取り組んでいます。

今後も、函館バス株式会社及び町内ハイヤー業者へ高齢者や障がいのある人などの利用に配慮した施設・車両等の改善を引き続き働きかけます。

また、「八雲町地域公共交通網形成計画」に基づく新たな公共交通手段導入の際にも、高齢者や障がいのある人を含む全ての町民が使いやすい公共交通となるよう地域公共交通関連部門と連携しながら検討を進めます。

２）防災・防火対策の推進

民生委員や町内会と連携しながら防災意識の普及に取り組んでいくとともに、避難行動要支援者の避難支援計画についても取組を進めます。

①防災･防火意識の啓発

防災意識の啓発に向けた取組として、出前説明会等での防災講話や防災ハザードマップを作成し、各世帯への配布を行い、一定程度の防災意識の啓発が図られているものの、十分とはいえない状況にあります。

今後も広報紙・町ホームページ等を通じて防災・防火に関する情報提供、防災講話などを通じた防災意識の啓発等を継続し、高齢者や障がい者など、特別な配慮が必要な人が安心して地域で生活できる環境づくりに努めます。

また、高齢者等への災害時の情報伝達、避難のあり方については課題が残るため、町内会などと連携して進めて行く必要があります。

②災害時等の避難誘導体制の整備

八雲町地域防災計画及び平成 25 年３月に策定した「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時に自力で避難できない避難行動要支援者の安全確保のため町内会等の協力を得ながら、避難誘導等の防災体制の整備を図ります。

３）交通安全・防犯対策の推進

関係機関と協力し、今後も交通事故が発生しにくい環境づくりを進めていくとともに、運転モラルをはじめとする安全意識の高揚を図ります。

住民の安全な生活を確保するために防犯思想の高揚に努めるとともに、関係機関や関係団体と緊密な連携を図りながら、「地域の安全は地域で守る」という活動を展開します。

①交通安全意識の高揚

警察や交通安全指導員と連携をとりながら、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。

特に、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、そのうえで高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導の強化に努めます。

②交通安全施設の整備

少子高齢化が急速に進展する中で、子どもを事故から守り、高齢者や障がい者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図るため、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備を推進します。

また、交通事故発生の危険性が高い信号機のない交差点や見通しの悪いカーブ区間において、必要に応じてドット線やクロスマーク、道路照明等の設置に努めます。

③高齢者等の運転免許証自主返納の推進

高齢者の運転免許証の返納を促進するため、返納者に対する支援制度を充実させ、高齢運転者の事故の減少に努めます。

④防犯活動の促進

町公用車への青色回転灯の設置や防犯ステッカーの貼付による防犯活動を推進し、「交番だより」等の配布など広報活動を実施します。

また、警察や防犯ボランティア等の協力を得て、大型量販店や各種行事での街頭啓発活動を今後も継続します。

⑤消費者生活知識の普及

八雲町では、警察などとも連携し、悪質商法や振り込め詐欺に関してタイムリーな情報提供を行っていますが、新たな詐欺の出現など巧妙化・多様化により依然として後を絶たない状況にあり、消費者被害が全国・地方を問わず増加しています。

消費者被害に関する啓発として、八雲町町内会等連絡協議会と連携し、講演会・町連協だより等による消費者への情報提供を行います。

また、被害を未然に防ぐため、消費生活センター等の相談機関に関する情報を広報紙に掲載します。

３　高齢者と地域がともに支え合うまち

（１）地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、本格的な高齢社会において、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支えるため、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、「①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい」の５つのサービスを一体的に提供していく地域づくりのことです。

これまで、八雲町では介護保険サービスや生活支援サービスの充実を中心に地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、今後は更なる地域包括ケアシステムの深化・推進が必要です。

１）地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、住民が困ったり悩んだりしたときに、最初に訪れる最も身近な窓口であるとともに、相談からサービス調整まで一貫した対応ができる“ワンストップサービスの拠点”です。

八雲町では、八雲地域と熊石地域の２箇所の地域包括支援センターを設置し、地域包括支援センターの基本的機能（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援）だけでなく、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備に係る事業を推進しています。

今後も地域包括支援センターの体制を維持し、高齢者支援の中核的機関としての機能を提供するとともに、その充実に努めます。また、地域包括支援センターの事業内容については、地域包括支援センター運営協議会を開催し評価を行います。

２）地域ケア会議の推進

地域ケア会議は地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとされており、これまでも介護支援専門員やサービス提供事業者等との事例検討、情報提供、研修会等として開催してきました。

また、他職種が専門的視点に基づき個別事例の検討を行い自立支援に資するケアマネジメント強化をしていきます。

今後も地域ケア会議を通じて、地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握など実効性のあるものとなるよう取組を進めます。

【地域ケア会議の概要】

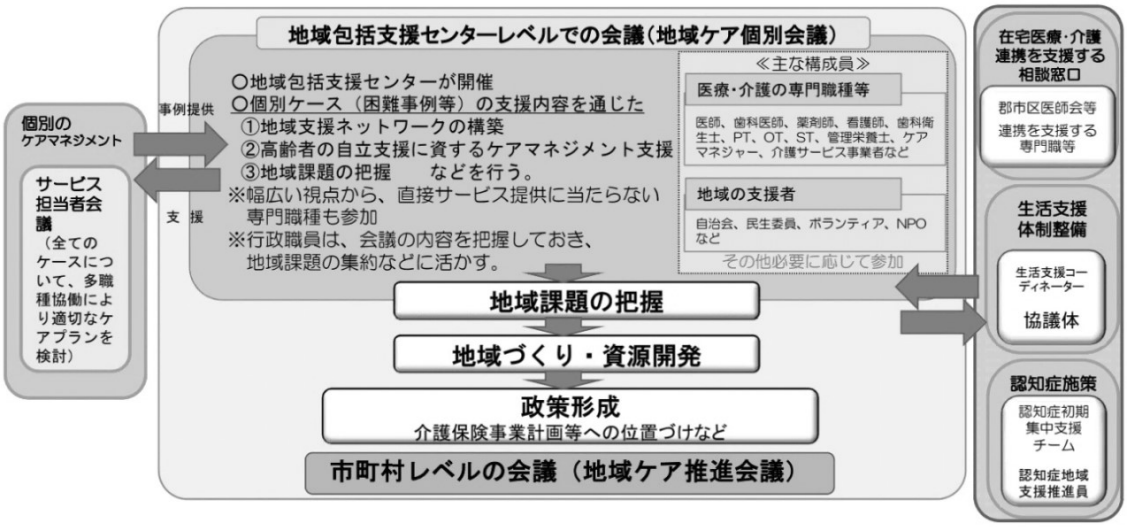

［出典］厚生労働省資料

【地域ケア会議の開催回数等の見込】

区　分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域ケア会議開催回数	24回	24回	24回
個別事例検討件数	20件	20件	20件

３）在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関連機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要となります。

実施にあたっては北海道、保健所の支援のもと、地域の医療機関と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。

①在宅医療・介護の提供体制

八雲町は、急性期医療を担う医療機関、在宅復帰を目指す病棟、介護施設、在宅療養を支える訪問診療を行う医療機関、訪問看護ステーション、歯科診療所、薬局があり、これらが相互に連携しならが在宅療養者を支えていく必要があります。また熊石地域では国保病院の建替に伴い、新病院では地域包括ケア病棟による回復期医療の提供が計画されており、より充実した退院支援が実践される予定です。

【八雲町の在宅療養者を支える提供体制】

	往　診（24時間　可能）	往　診（左記以外）	訪問診療	訪問看護指導	訪問ﾘﾊﾋﾞﾘ指導	在宅療養支援歯科診療所	在宅患者調剤算定薬局	介護老人保健施設
機関数	1	2	3	3	2	1	3	1

＊令和３年９月北海道医療計画北渡島檜山地域推進方針より

②在宅医療の場面別の連携の推進

在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる場面ごとに、八雲町の目指すべき目標を設定します。

日常の療養支援	目標	医療・介護関係者の多職種協働によって、日常の療養生活を支援することで、高齢者が住み慣れた場所で生活できるようにする。
	実施方針	保健所が実施する各種会議等への参加や研修会への参加、地域ケア会議での事例検討などを実施。
入退院支援	目標	入退院の際に医療機関、介護施設、居宅介護支援事業所等が情報共有を行うことで一体的でスムーズな医療・介護サービスが提供され、高齢者が希望する場所で望む日常生活が過ごせるようにする。
	実施方針	入退院時の情報共有の徹底、異なる職種同士の相互理解、相談窓口の周知、住民への説明周知を実施
急変時の対応	目標	医療・介護・消防が円滑に連携することで、在宅で療養生活を送る高齢者の急変時にも、本人の意思も尊重された適切な対応が行われるようにする。
	実施方針	急変時の対応ルールの作成、高齢者の意向の共有、やくも安心キットの普及啓発と積極的な活用
看取り	目標	八雲町では在宅での看取りは難しい状況ではあるが、住民が在宅での看取り等について理解したうえで、高齢者が人生の最終段階において、望む場所での看取りが行えるよう、医療・看護・介護関係者が高齢者やその家族の意思を共有し、高齢者を支えることが出来るようになる。
	実施方針	看取りについての研修、住民への理解促進

【在宅医療・介護連携体制の構築イメージ（推進の概要）】

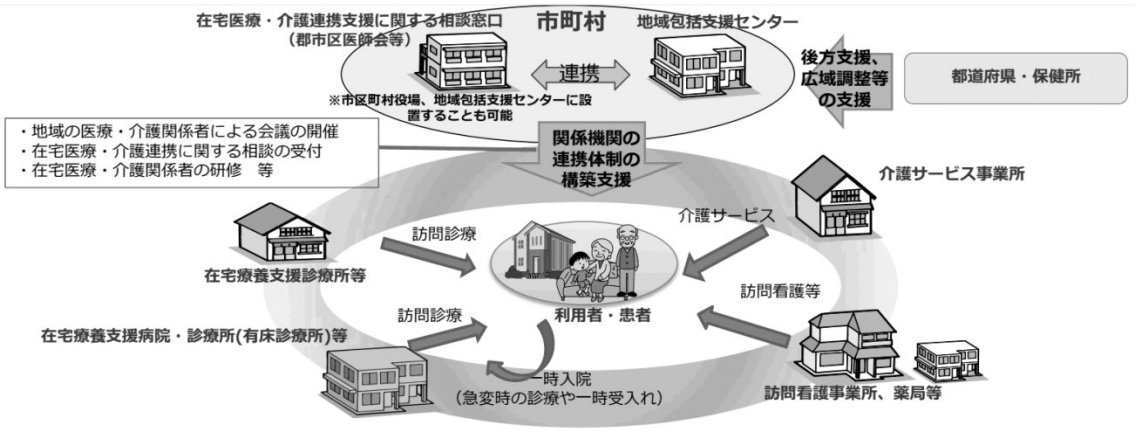

［出典］厚生労働省資料

４）生活支援サービスの体制整備

単身世帯等が増加し、支援を必要とする高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加し、ボランティア、NPO、民間企業など多様な主体による生活支援サービスの充実が求められてきます。また高齢者が支えられる立場だけではなく、支える立場になることで、社会参加、社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながります。

八雲町では、生活支援サービスの充実に向け、生活支援担い手の養成、地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を八雲地域、熊石地域それぞれに配置し、住民主体の通いの場の創出や支援、熊石地域では有償ボランティアの創出などを行ってきました。

八雲地域でも有償ボランティアの創出が長年の課題であることから、ボランティア連絡協議会を有し、地域福祉推進の担い手である社会福祉協議会へ事業を委託し、生活支援コーディネーターの活動を通じて住民主体の活動の場づくりに努めていくほか、有償ボランティアの創出に向けた検討を行います。

【生活支援サービス体制整備のイメージ】

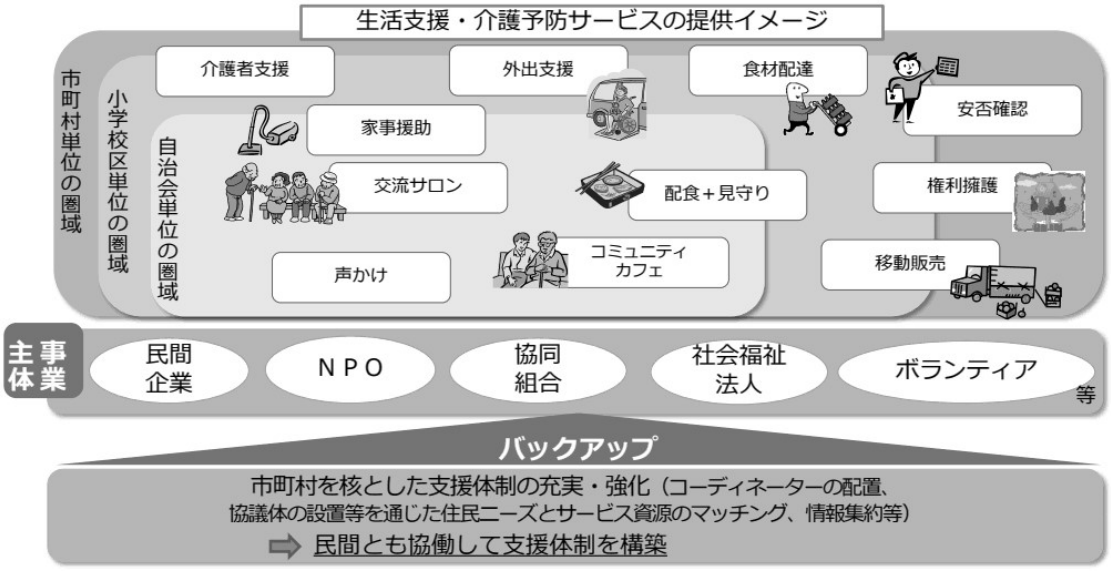

［出典］厚生労働省資料

５）相談体制の強化

認知症などにより対応に苦慮するケースや複雑化した困難ケースも多くなってきており、今後も高齢者等からの様々な相談に対応できるよう職員の資質向上に努めるほか、支援を必要としている人に適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるよう、関係機関との連携強化など相談支援体制の充実に努めます。

【相談件数の推移】

単　位	区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
相談件数（件）	電話	92	105	145	125	78
	来所	61	57	59	35	48
	その他	41	31	45	41	33
	合　計	194	193	249	201	159

［出典］八雲町保健福祉課

【相談内容の推移】

単　位	区　　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
相談件数（件）	介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	241	260	335	274	235
	権利擁護（成年後見制度等）に関すること	7	8	2	1	5
	高齢者虐待に関すること	9	2	5	6	1
	合　計	257	270	342	281	241

［出典］八雲町保健福祉課

①高齢者虐待の防止

八雲町では、年１回、広報紙に虐待に関する記事を掲載し啓発を行っており、今後も高齢者虐待防止法に基づき適切に対応していくとともに、相談や通報の受理から介入、解決に至るまでの一連のプロセスについて、地域包括支援センターを中心とし、民生委員等地域住民、サービス事業者、司法関係者などとの連携を図り、適切な対応を行っていきます。

６）権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

今後も認知症が増えることが予測されるなど、判断能力が低下する可能性のある方は増えていくと考えられます。このことから本項目を成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進計画」と位置付け、本計画で取り組む一事業として他の事業と一体的に進めます。

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進します。

さらに、国の基本計画では、各地域における地域連携ネットワークの整備や協議会等の適切な運営を推進するためには、その中核となる機関が必要とされています。具体的な機能としては、広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果を担う機能となっていることから、中核を担うことが適当な機関への委託検討、複数市町村による広域型の設置等の検討を進めます。

【地域連携ネットワークのイメージ】

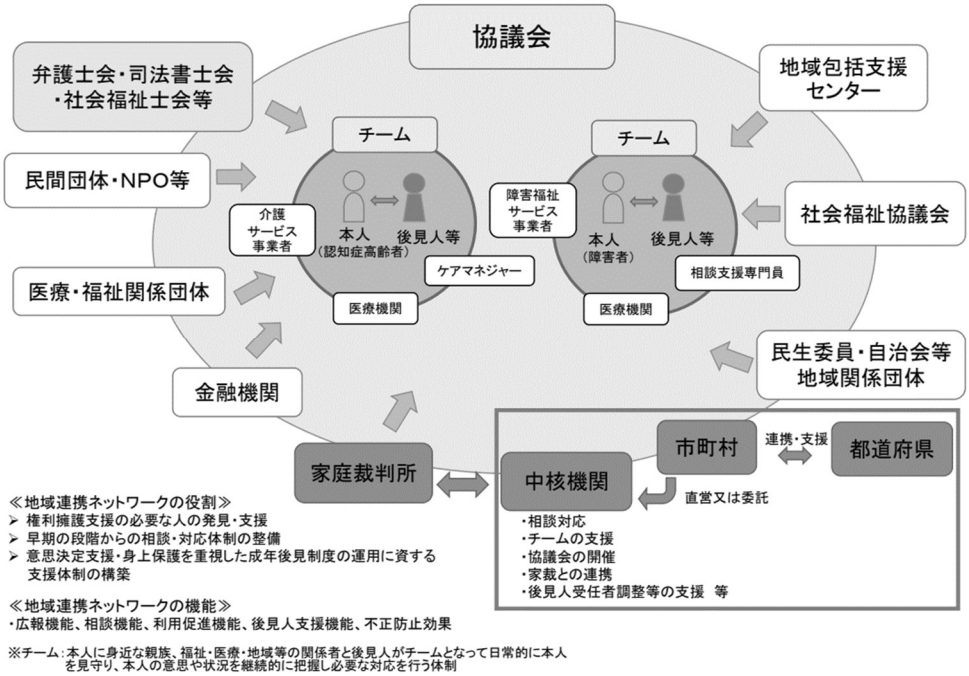

②成年後見制度の利用促進と普及啓発

身寄りのない重度認知症高齢者等が介護保険サービスの利用、財産管理、日常生活上の支援が必要な場合に、申立人がいない方の場合の町長申立、低所得者への後見人等への報酬助成など成年後見制度利用支援事業を実施していきます。

また制度の普及啓発を図るため、社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援等を行う「日常生活自立事業」を含めた権利擁護全体の制度について、出前説明会や研修会を開催するとともに、居宅介護支援事業所など介護保険サービス事業者に対し周知を行います。

③市民後見人の養成

市民後見人は、専門職以外の方で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、成年後見制度の一定の知識や技術、態度を身に付けた方であり、今後成年後見制度の利用が増えてきた場合に、専門職だけでは後見業務を担うことが難しくなることが予想されることから、後見業務の担い手として期待されているところです。八雲町ではこれまで成年後見制度のニーズも少ないため、市民後見人の養成研修を実施しませんでしたが、今後も近隣町が開催する場合の共催や道社協が実施するオンラインでの研修の機会があれば参加を検討していきます。

（２）認知症施策「共生」と「予防」の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、町民全てが認知症について正しく理解し、地域全体で認知症の人とその家族の生活を支えていくことが必要です。

認知症の人が尊厳を保ちながら穏やかな生活をおくり、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためには、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進します。

※「共生」とは、「認知症の人が尊厳と希望をもって、認知症とともに生きる」また、「認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味です。
※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

【認知症対策の取組目標】

取組内容		取組目標		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
認知症ケアパスの作成		普及	普及	普及
認知症サポーターの養成	養成人数（人）	20	20	20
認知症初期集中支援チームの活動	チーム員会議開催回数（回）	2	2	2
認知症カフェの開催	開催回数（回/年）	24	24	24
家族会（定例会）の開催	開催回数（回）	6	6	6

１）認知症に対する啓発活動

地域で暮らす人々が認知症について理解し、正しい接し方ができるように、これまで広報・啓発活動として認知症サポーター養成講座や一般町民向けに認知症講演会を開催したほか、令和３年度から、毎年９月の世界アルツハイマーデーにポスター展を開催してきました。

今後もこれらの活動を積極的に継続し、認知症に関する知識の普及・啓発を推進します。

２）認知症の予防

運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」の拡充や「通いの場」における保健師・栄養士等の専門職による健康相談や、認知症予防に効果のある体操の普及などにより、認知症の予防を推進します。

３）認知症ケア体制の強化

①見守り体制の構築（ＳＯＳネットワークの構築）

認知症高齢者の徘徊は、高齢者の生命に関わる重要な問題であり、早期に発見し保護する仕組みをつくることが重要です。

八雲町では、町内の事業所等に協力機関として登録していただき、認知症高齢者が行方不明となった場合には捜索に協力していただいています。

今後は町の LINE 配信を行うとともに、また行方不明時の迅速な捜索につなげるため、事前登録者の持ち物に QR コードを貼り付け、QR コードを読み取ることで発見につなげるサービスの導入を行います。

②認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成を地域や職場で実施してきました。認知症サポーター養成の取組により認知症サポーターの人数は増加しているものの、その後の取組にはつながっていないことが課題となっています。

今後も認知症サポーター養成講座を継続して実施していきます。

③認知症ケアパスの普及

認知症ケアパスとは、認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせ、いつ、どこでどのような医療・介護サービスが受けることができるのかを認知症の人やその家族に提示することを目的に作成されたものです。

八雲町では令和５年度に作成し、今後住民への情報提供を行い、普及を図って行きます。

④認知症初期集中支援チームの設置

認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

八雲町では八雲総合病院に業務の一部を委託し、今後も認知症初期集中支援チームによる支援を継続し、認知症が疑われる人や認知症の人への適切な支援を行います。

【認知症初期集中支援チーム】

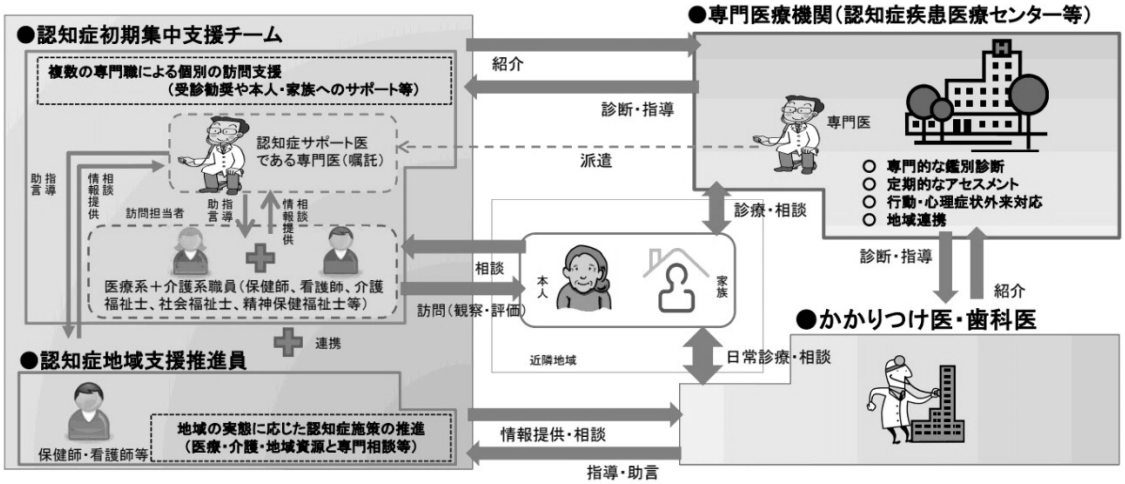

［出典］厚生労働省資料

⑤認知症地域支援推進員の配置

今後、高齢化の進展に伴い認知症の増加が見込まれていますが、「認知症になっても、住み慣れた環境で暮らし続けることができる地域づくり」には、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し支え合うことが大切です。

これらを実現するため、認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族の相談支援を行うとともに、身近な病気として認知症を理解していただく啓発活動及び医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行います。

今後も地域における認知症の理解促進や当事者及び家族と関係機関との連携を推進します。

４）認知症家族会への支援

認知症高齢者を介護する家族へ総合的な相談支援を行うとともに、家族介護者間の交流や相談、学習会や情報提供などの活動を支援し、介護者の精神的負担の軽減を図ります。

熊石地域の「熊石介護者とともに歩む会」に関して、地域包括支援センターがサポートしながら、地域で困っている介護者が話せる場となるよう、また会員自身も元気でいるための活動につながるよう支援を継続します。

（３）地域共生社会の実現

これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まっています。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じる様々な課題の解決に向けた取組に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことをいいます。国は、この地域共生社会の実現を目指す取組を進めています。

また、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を行うため、障がい福祉、児童福祉、生活困窮などの各分野との連携による重層的支援体制整備事業を検討します。

１）福祉意識の形成

①福祉意識の啓発

少子高齢化や核家族化が進行する中、福祉活動の重要性が拡大する一方、住民の福祉に関する意識や知識、技術は、まだまだ十分とはいえません。

社会福祉協議会と連携しながら、町民や各関係団体等への働きかけを行い、地域全体で支え合うまちづくりに向けた福祉意識の啓発を図ります。

②福祉教育の推進

町内の小中・高校や幼稚園、保育所では、福祉施設への訪問や地域の高齢者との交流など、それぞれの地域の特色ある活動を通じて福祉教育を推進しています。

今後は、感染症対策を考慮した上でこれらの取組について見直しを進めるほか、コミュニティ・スクール事業における地域住民も含めた福祉活動の検討を進めます。

２）住民参加型の福祉社会の形成

①地域での高齢者見守り体制の強化

在宅福祉の推進、安否確認及び孤独死の防止を図るため、社会福祉協議会や民生委員、町連協と連携を図りながら、独居高齢者の実態把握や見守り活動を継続していきます。

②ボランティア活動の活性化

八雲町では、ボランティア活動の事務局を社会福祉協議会に設置しており、ボランティアの育成支援を図るボランティアスクールを毎年開催しています。

今後も、地域包括ケアを推進するために地域の見守り体制の強化をしていくことが求められており、広く町民が生活支援、介護サポーターとして役割が担えるよう研修会を開催していく中でボランティア人材の育成を図ります。

③社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として、また、高齢者や障がい者などへのサービス提供機関として、各種事業を精力的に推進しています。

今後も、円滑な活動支援のための補助金を支出し、連携を図ります。

３）包括的な支援体制の整備

住民が直面している課題に対して、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくることが制度・分野ごとの『縦割り』を防ぐために必要であると考えられます。

また、地域における多様で複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用、産業、教育、権利擁護など多岐にわたる分野の連携が必要となる場面が出てくることが想定されます。

そのため、分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりが必要となります。

今後も多様で複雑な地域生活課題の増加が見込まれるため、保健事業と介護予防の一体的な実施を皮切りに、各関係機関とのネットワークづくりやワンストップ相談の体制づくりについて検討を進めます。

第５章　第９期介護保険事業計画

１　保険料算定の流れ

第１号被保険者の保険料は下記の流れに沿って算定します。

保険料算定にあたっては、第９期計画期間の保険料だけではなく中長期的な視点から令和22（2040）年度の算定も行い、将来の保険料の見通しを把握します。

【保険料算定の流れ】

総人口・被保険者数の推計

▼

要介護認定者数の推計

▼

サービス別見込量の推計

▼

標準給付費見込額の推計

▼

地域支援事業費の推計

▼

保険料収納必要額の算定

▼

所得段階別被保険者数の推計

▼

保険料基準額の算定

２　将来推計

（１）総人口の推計

今後の総人口は減少傾向が続くと想定され、過去の人口推移に基づく将来人口推計結果によると、令和８年度の総人口は 13,817 人、令和 22 年度は 10,783 人となることが予測されています。

【総人口の推移】

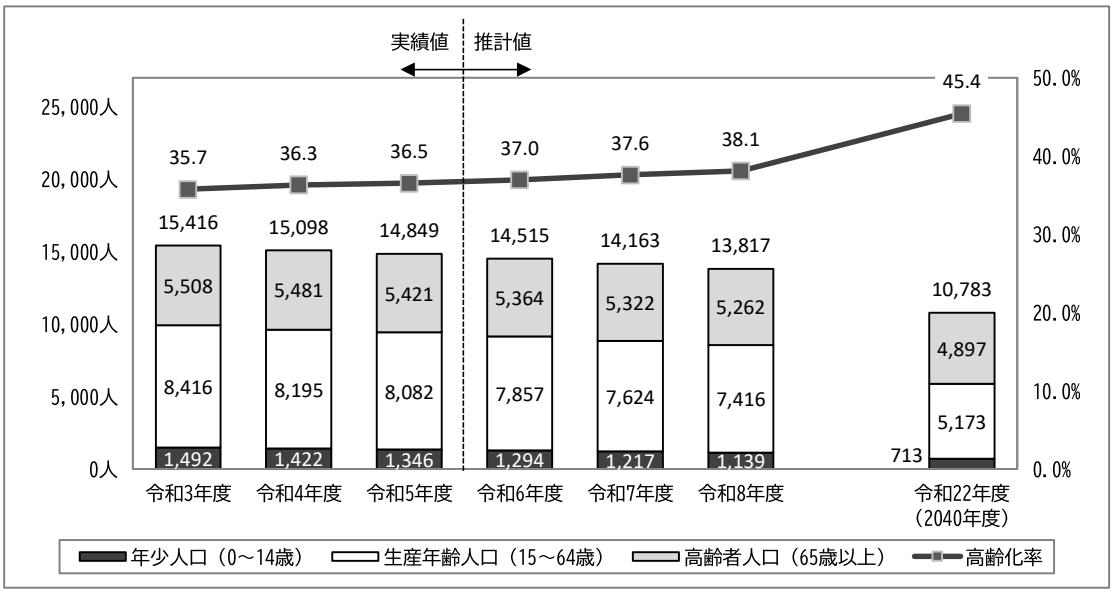

（単位：人）

	実績値			推計値			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
総人口	15,416	15,098	14,849	14,515	14,163	13,817	10,783
年少人口（0～14歳）	1,492	1,422	1,346	1,294	1,217	1,139	713
	(9.7%)	(9.4%)	(9.1%)	(8.9%)	(8.6%)	(8.2%)	(6.6%)
生産年齢人口（15～64歳）	8,416	8,195	8,082	7,857	7,624	7,416	5,173
	(54.6%)	(54.3%)	(54.4%)	(54.1%)	(53.8%)	(53.7%)	(48.0%)
高齢者人口（65歳以上）	5,508	5,481	5,421	5,364	5,322	5,262	4,897
	(35.7%)	(36.3%)	(36.5%)	(37.0%)	(37.6%)	(38.1%)	(45.4%)

※実績値：住民基本台帳（各年９月末現在）
推計値：コーホート変化率法による推計値
※（　）内は総人口に占める割合

（２）被保険者数の推計

過去の人口推移に基づく将来人口推計結果によると、第１号被保険者数は減少傾向が続き、令和８年度には 5,262 人、令和 22 年度には 4,897 人となることが見込まれます。また、第２号被保険者数は大幅な減少が続き、令和 22 年度には 3,437 人となる見込みです。

【被保険者数の推移】

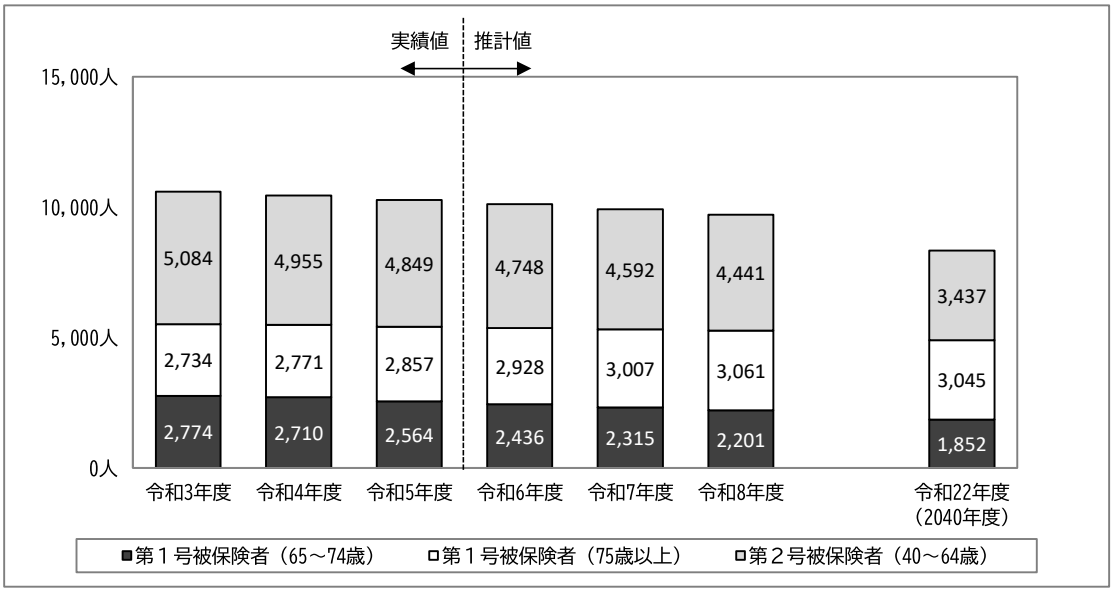

（単位：人）

	実績値			推計値			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
第１号被保険者（65歳以上）	5,508	5,481	5,421	5,364	5,322	5,262	4,897
65～74歳	2,774	2,710	2,564	2,436	2,315	2,201	1,852
75歳以上	2,734	2,771	2,857	2,928	3,007	3,061	3,045
第２号被保険者（40～64歳）	5,084	4,955	4,849	4,748	4,592	4,441	3,437

※実績値：住民基本台帳（各年９月末現在）
推計値：コーホート変化率法による推計値

（３）要介護認定者数の推計

要介護認定者数は令和６年度以降微減が続き、令和８年度には 1,019 人となる見込みです。令和 22 年度は 1,111 人になると予想されています。

また、後期高齢者数の増加に伴って要介護認定率は上昇し、令和 22 年度には 22.4%になると見込まれます。

【要介護認定数の推移】

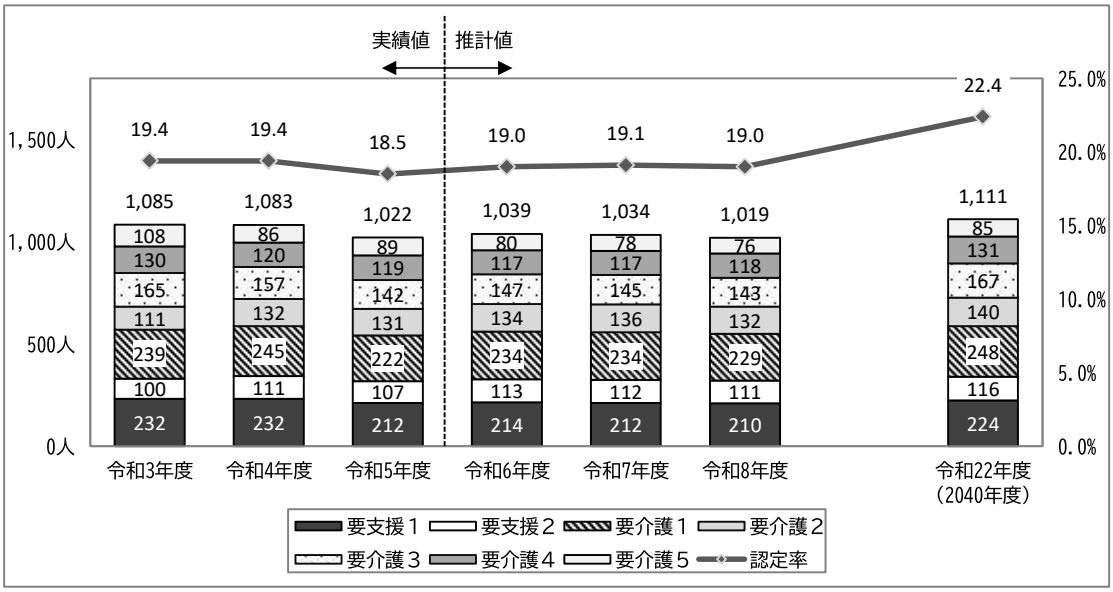

（単位：人）

	実績値			推計値			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
要介護認定者数（人）	1,085	1,083	1,022	1,039	1,034	1,019	1,111
要支援１	232	232	212	214	212	210	224
要支援２	100	111	107	113	112	111	116
要介護１	239	245	222	234	234	229	248
要介護２	111	132	131	134	136	132	140
要介護３	165	157	142	147	145	143	167
要介護４	130	120	119	117	117	118	131
要介護５	108	86	89	80	78	76	85
要介護認定率（%）	19.4%	19.4%	18.5%	19.0%	19.1%	19.0%	22.4%

実績値：介護保険事業状況報告

※要介護認定率は第１号被保険者を対象として算出

3　サービス見込量の推計

（１）介護給付事業

①居宅サービスの見込量

第９期計画期間及び令和 22 年度における居宅サービスの利用者数については、第８期計画期間の利用状況を勘案し次のように見込みます。

		実績値		見込み	推計値			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
訪問介護	回/月	1,166.6	1,079.9	934.0	925.0	925.0	915.0	1,005.0
	人/月	68	69	56	64	64	63	68
訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	回/月	195.6	152.8	205.2	156.0	148.0	148.0	168.0
	人/月	35	32	24	30	29	29	32
訪問リハビリテーション	回/月	149.1	161.0	117.5	152.0	152.0	152.0	168.0
	人/月	21	22	17	19	19	19	21
居宅療養管理指導	人/月	17	23	31	25	25	24	27
通所介護	回/月	131.0	148.0	148.0	148.0	148.0	148.0	168.0
	人/月	16	15	13	15	15	15	17
通所リハビリテーション	回/月	498.5	479.3	459.7	484.0	480.0	468.0	510.0
	人/月	73	78	79	80	79	77	84
短期入所生活介護	日/月	826.6	864.1	1,052.8	913.5	913.5	893.5	996.0
	人/月	42	40	53	47	47	46	51
短期入所療養介護（老健）	日/月	73.6	67.4	54.4	77.0	77.0	77.0	84.0
	人/月	10	9	9	11	11	11	12
福祉用具貸与	人/月	180	175	181	168	167	162	185
特定福祉用具購入費	人/月	3	3	3	4	4	4	4
住宅改修費	人/月	2	2	3	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人/月	31	31	46	47	47	47	52
居宅介護支援	人/月	266	273	269	256	253	247	276

②地域密着型サービスの見込量

第９期計画期間及び令和 22 年度における地域密着型サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	11	12	14	12	12	11	15
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	339.4	384.3	360.7	391.0	391.0	385.0	415.0
	人/月	57	66	64	66	66	65	70
認知症対応型通所介護	回/月	0.0	10.7	0.0	15.0	15.0	15.0	15.0
	人/月	0	1	0	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	人/月	21	19	21	21	21	20	24
認知症対応型共同生活介護	人/月	40	40	44	44	44	43	49
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	1	1	0	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	14	13	12	12	12	12	13
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス（新設）	人/月				0	0	0	0

③施設サービスの見込量

第９期計画期間及び令和 22 年度における施設サービス利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護老人福祉施設	人/月	146	138	137	139	139	139	152
介護老人保健施設	人/月	94	92	99	101	101	101	109
介護医療院	人/月	6	5	5	6	6	6	6
介護療養型医療施設	人/月	3	2	0				

（２）予防給付事業

①介護予防サービスの見込量

第９期計画期間及び令和 22 年度における予防給付サービスの利用者数については第８期計画期間の利用状況を勘案し、次のように見込みます。

		実績値		見込み	推計値			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	49.4	59.4	69.4	76.0	72.0	72.0	76.0
	人/月	14	16	18	19	18	18	19
介護予防 訪問リハビリテーション	回/月	42.2	32.5	18.1	40.0	40.0	40.0	40.0
	人/月	6	5	3	5	5	5	5
介護予防居宅療養管理指導	人/月	5	3	3	4	4	4	4
介護予防通所リハビリテーション	人/月	37	31	26	31	31	31	32
介護予防短期入所生活介護	日/月	16.1	12.3	0.0	17.0	17.0	17.0	17.0
	人/月	2	2	0	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護 （老健）	日/月	0.3	0.9	0.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	人/月	0	0	0	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	人/月	75	73	66	78	76	76	81
介護予防特定福祉用具購入費	人/月	2	2	1	2	2	2	2
介護予防住宅改修費	人/月	2	2	1	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	28	29	20	24	24	24	26
介護予防支援	人/月	112	107	96	109	107	107	112

②地域密着型介護予防サービスの見込量

第９期計画期間及び令和 22 年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防 認知症対応型通所介護	回/月	5.5	2.3	0.0	2.5	2.5	2.5	2.5
	人/月	0	0	0	1	1	1	1
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人/月	2	0	0	1	1	1	1
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

（３）介護保険サービス事業費

①介護給付事業費の給付見込み

第９期計画期間及び令和 22 年度における介護給付事業費の見込みは下記のとおりです。

（単位：千円）

	実績値		見込み	推計値			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
居宅サービス							
訪問介護	44,147	40,108	33,993	35,490	35,535	35,117	38,581
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	13,183	11,669	13,307	11,803	11,323	11,323	12,660
訪問リハビリテーション	5,884	6,538	4,720	6,258	6,266	6,266	6,914
居宅療養管理指導	2,446	3,480	4,100	3,617	3,622	3,454	3,822
通所介護	10,275	11,168	10,891	11,097	11,111	11,111	12,738
通所リハビリテーション	57,893	55,771	53,624	56,616	56,157	54,805	60,001
短期入所生活介護	69,177	70,434	85,812	75,162	75,257	73,445	82,604
短期入所療養介護（老健）	10,191	9,178	7,297	10,664	10,677	10,677	11,585
福祉用具貸与	22,417	22,796	24,894	20,783	20,455	19,898	23,554
特定福祉用具購入費	1,392	1,472	1,410	2,045	2,045	2,045	2,045
住宅改修費	1,703	1,783	3,432	1,565	1,565	1,565	1,565
特定施設入居者生活介護	65,390	69,599	110,651	107,915	108,051	108,051	119,928
居宅介護支援	50,460	50,475	49,359	47,862	47,232	46,171	52,041
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20,067	22,056	29,692	25,278	23,125	21,459	30,854
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	26,591	30,770	29,232	31,676	31,716	31,261	33,625
認知症対応型通所介護	0	1,200	0	1,711	1,713	1,713	1,713
小規模多機能型居宅介護	41,218	45,618	44,588	48,474	48,535	46,683	58,389
認知症対応型共同生活介護	117,209	120,485	133,172	133,988	134,158	131,402	149,582
地域密着型特定施設入居者生活介護	2,414	2,430	0	2,464	2,467	2,467	2,467
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	36,932	38,366	35,895	35,430	35,475	35,475	38,317
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス（新設）				0	0	0	0
施設サービス							
介護老人福祉施設	422,572	419,490	422,472	427,488	428,029	428,029	467,119
介護老人保健施設	336,663	339,465	368,616	375,667	376,143	376,143	404,465
介護医療院	29,055	22,109	23,401	26,901	26,935	26,935	26,935
介護療養型医療施設	12,449	10,858	0				
合　　計	1,399,730	1,407,317	1,490,557	1,499,954	1,497,592	1,485,495	1,641,504

※端数処理により合計が合わない場合があります。

②予防給付事業費の給付見込み

第９期計画期間及び令和 22 年度における予防給付事業費の見込みは下記のとおりです。

（単位：千円）

	実績値		見込み	推計値			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
居宅サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,579	4,464	5,107	5,707	5,386	5,386	5,715
介護予防訪問リハビリテーション	1,636	1,260	702	1,568	1,570	1,570	1,570
介護予防居宅療養管理指導	703	529	470	634	635	635	635
介護予防通所リハビリテーション	14,241	10,986	9,952	11,156	11,170	11,170	11,450
介護予防短期入所生活介護	1,156	860	0	1,183	1,185	1,185	1,185
介護予防短期入所療養介護（老健）	41	98	0	260	261	261	261
介護予防福祉用具貸与	5,115	4,432	3,958	4,792	4,669	4,669	4,965
介護予防特定福祉用具購入費	964	672	403	710	710	710	710
介護予防住宅改修費	1,980	1,908	1,160	2,015	2,015	2,015	2,015
介護予防特定施設入居者生活介護	23,058	24,529	18,536	20,460	20,486	20,486	22,423
介護予防支援	6,061	5,767	5,214	5,944	5,842	5,842	6,115
地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	238	86	0	97	98	98	98
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,230	142	0	866	867	867	867
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
合　計	60,002	55,734	45,502	55,392	54,894	54,894	58,009

※端数処理により合計が合わない場合があります。

③総給付費の見込み

第９期計画期間及び令和 22 年度における総給付費の見込みは下記のとおりです。

（単位：千円）

	実績値		見込み	推計値			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護給付事業費	1,399,730	1,407,317	1,490,557	1,499,954	1,497,592	1,485,495	1,641,504
予防給付事業費	60,002	55,734	45,502	55,392	54,894	54,894	58,009
総給付費	1,459,731	1,463,052	1,536,060	1,555,346	1,552,486	1,540,389	1,699,513

※端数処理により合計が合わない場合があります。

４　介護保険料の算定

（１）標準給付費の見込み

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付費見込額を計算した結果は以下のとおりです。

（単位：千円）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	第９期合計	令和22年度
①総給付費	1,555,346	1,552,486	1,540,389	4,648,221	1,699,513
②特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	108,407	108,021	106,454	322,883	114,305
③高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	46,228	46,071	45,402	137,701	48,657
④高額医療合算介護サービス費等給付額	5,781	5,753	5,670	17,204	6,181
⑤算定対象審査支払手数料	989	984	970	2,943	1,057
標準給付費見込額（①＋②＋③＋④＋⑤）	1,716,750	1,713,315	1,698,885	5,128,951	1,869,714

※端数処理により合計が合わない場合があります。

（２）地域支援事業費の見込み

第９期計画期間及び令和 22 年度における地域支援事業費の費用見込みは下記のとおりです。

（単位：千円）

	実績値		見込み	推計値			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	27,711	25,251	27,142	29,428	31,602	34,054	20,724
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	28,818	28,758	28,657	28,657	28,657	28,657	23,139
包括的支援事業（社会保障充実分）	21,192	20,248	14,966	21,581	21,581	21,581	14,966
地域支援事業費計	77,721	74,257	70,765	79,666	81,840	84,291	58,829

※端数処理により合計が合わない場合があります。

（３）保険料収納必要額の見込み

介護保険事業に必要な事業費をもとに、第１号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は以下のとおりです。

（単位：千円）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	第９期合計	令和22年度
①標準給付費見込額	1,716,750	1,713,315	1,698,885	5,128,951	1,869,714
②地域支援事業費見込額	79,666	81,840	84,291	245,797	58,829
③事業費合計（①＋②）	1,796,416	1,795,155	1,783,176	5,374,747	1,928,543
④第１号被保険者負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	26.0%
⑤第１号被保険者負担相当額（③×④）	413,176	412,886	410,131	1,236,192	501,421
⑥調整交付金相当額	87,309	87,246	86,647	261,202	94,522
⑦調整交付金見込額	110,708	109,057	103,456	323,221	185,074
⑧準備基金取崩額				77,100	0
⑨財政安定化基金拠出金見込額				0	0
⑩保険者機能強化推進交付金等				12,072	4,024
⑪保険料収納必要額（⑤+⑥−⑦−⑧+⑨−⑩）				1,085,001	406,845

※端数処理により合計が合わない場合があります。

（４）所得段階別被保険者数の推計

各段階における将来の所得段階別第１号被保険者数を推計した結果は以下のとおりです。

（単位：人）

	所得段階別第１号被保険者数					基準額に対する割合
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	第９期合計	令和22年度	
第１段階	1,219	1,210	1,196	3,625	1,114	0.455
第２段階	705	700	692	2,097	644	0.685
第３段階	535	531	525	1,591	489	0.69
第４段階	450	446	441	1,337	411	0.90
第５段階	562	558	552	1,672	514	1.00
第６段階	716	710	702	2,128	654	1.20
第７段階	666	661	653	1,980	609	1.30
第８段階	236	234	231	701	215	1.50
第９段階	101	100	99	300	92	1.70
第10段階	57	56	56	169	52	1.90
第11段階	19	18	18	55	17	2.10
第12段階	23	23	23	69	21	2.30
第13段階	75	75	74	224	69	2.40
第１号被保険者数	5,364	5,322	5,262	15,948	4,901	
補正後第１号被保険者数	5,006	4,965	4,910	14,881	4,573	

※補正後第１号被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

（５）保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後第１号被保険者数により、介護保険料（月額）の基準額は 6,200 円となります。

	令和６～８年度	令和22年度
①保険料必要収納額	1,085,001 千円	406,845 千円
②予定保険料収納率	98.0%	98.0%
③補正後第１号被保険者数	14,881 人	4,573 人
④保険料基準額（月額）　（①÷②÷③÷12）	6,200 円	7,565 円

（６）所得段階別保険料の見込み

第９期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準額に対する割合	介護保険料（円）	
			月額	年額
第１段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.455 (0.285)	2,821円 (1,767円)	33,852円 (21,204円)
第２段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.685 (0.485)	4,247円 (3,007円)	50,964円 (36,084円)
第３段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が120万円を超える	0.69 (0.685)	4,278円 (4,247円)	51,336円 (50,964円)
第４段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.90	5,580円	66,960円
第５段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超える	1.00 基準額	6,200円	74,400円
第６段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	1.20	7,440円	89,280円
第７段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円以上210万円未満	1.30	8,060円	96,720円
第８段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が210万円以上320万円未満	1.50	9,300円	111,600円
第９段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が320万円以上420万円未満	1.70	10,540円	126,480円
第10段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が420万円以上520万円未満	1.90	11,780円	141,360円
第11段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が520万円以上620万円未満	2.10	13,020円	156,240円
第12段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が620万円以上720万円未満	2.30	14,260円	171,120円
第13段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が720万円以上	2.40	14,880円	178,560円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減後の値

第６章　計画の推進と評価

１　計画の周知と連携

本計画は、八雲町の高齢者施策の総合的な体系を示したものです。

本計画の推進にあたっては、国や北海道、関係機関との連携を図るとともに、住民、事業所、各種団体との協力が不可欠であるところから、広く本計画の周知を図り、行政と住民等がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策の展開に努めます。

また、高齢者の問題は多岐にわたっており、庁内各課の連携により計画を推進します。

２　地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。地域で高齢者を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図ります。

３　計画の点検・評価

本計画の進行管理については、ＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。

介護保険事業の運営については、町民の意見を十分に反映しながら、円滑に、かつ適切に行われるよう運営委員会を設置し、サービスの種類ごとの利用状況や計画の実施状況等について進捗状況の点検・評価を行い、制度の充実に向けて取り組みます。
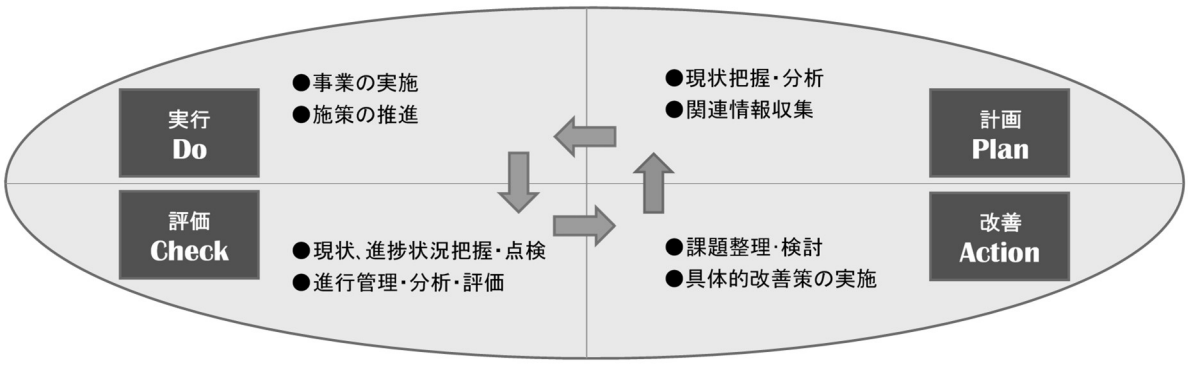
【計画の点検・評価のイメージ】